

特70-391



\*1200800279061\*

620

1

# 足尾鑛毒問題

木下尚江著  
田三郎序論

毎日新聞社發行



# 始





## 序

鑛毒問題世に出でしより、十有餘年を経過せり、而かも唯問題として存するのみ、嘗て解釋決定せられざるなり、嗚呼此事にして民生に關せざれば、則ち忍ぶべし、之が爲めに田園荒れ、人民餓へ、窮苦の餘、羣起愁訴するに及び、有司力を以て之を壓し、男子は獄に呻吟し、妻孥は家に飲泣す、嗚呼豈聞くに忍びんや、而して其救済の責任ある政府は、腰然として嘗て與かり知らざる者の如し、抑何等の怪事ぞや、又何等の無情ぞや、

足尾鑛毒の河水に混じ、沿岸地方を害するを聞く、事明治二十三年に在り、然れ共其毒害の程度如何は何人も之を知らざりき、栃木縣會の此案件を議して、幾ばくもなく苦情の聲絶ゆるや、世人以爲へらく、害毒防遏の方法此に立ちしなるべしと、何ぞ計らん、姑息の豫防と、不徳の調停は、禍害を後年に遺して、其流害を滋大ならしめんとは、蓋し沿岸の人民、其初めに於て鑛毒の斯迄に劇甚なるべきを覺らず、鑛主も亦



後年に慘禍を多數に被らしむるを想はず、縣官及議員、皆其結果の重大なる可きを知らず、唯一時の苦情を鎮むるを以て目的と爲し、鑛主は金を出して沿岸人民を慰め、之に由て其營業を續くるを以て足れりと爲し、農民は配當の金を得るを利として、良田美地の後年に荒廢するを慮らず、縣官は目前の無事を悦びて、一日在職の安きを望み、中間に奔走する者は、鑛主と農民の無識を利用し、奇利を此間に博するの狡計を弄せり、是れ一旦苦情の聲、表面に絶へたる所以にして、其實は渡良瀬の流水滔々として、晝夜休まざると一般、足尾鑛毒流出の原因は嘗て絶へざりしなり、唯平日に在りては甚しき毒害を見ざりしも、一旦霖雨によりて、河水氾濫するとなれば、十里浸水の禍を被り、毒滓田圃に布くの慘害を現出せり、

此事件が一般の問題となれるは、明治二十四年田中正造氏が鑛毒事件てふ題目を掲げて、第二議會に號呼したるより始まる、爾後政界益々多事、議會の解散あり、選舉の干渉あり、局面幾回の轉換あるも、鑛毒事件は問題として依然存在し、田中氏の質問は繰返へさるゝも、政府の答辯は一時を糊塗して、其責を後來の内閣に譲るに過ぎず、

精神を此問題に注ぎ、之を研究して其解釋を試みるとある無し、斯くて荏苒歲月を空過し、三十年に至りて、前年の霖雨に大害を被れる沿岸の人民は、簑笠を被りて都門に愁訴せんとせり、政府此に於て初めて鑛毒調査會を設け、其決定を以て、防毒工事を鑛主に命ずるに至れり、是れ此問題世に出で、以來、政府唯一の施設にして、爾後今日に至るも、其成績如何を問ふとなく、沿岸人民の苦情未だ止まざるも、當局は工事の成績を驗すると無し、嗚呼此問題は未だ嘗て解釋せられざるなり、疑問は疑問として依然社會に横はるなり、

政界墮落して私權の競場となり、更に腐敗して私利の争地となれり、窮民の愁訴は政府政黨の一顧に値せざるなり、明治三十年、田中氏が鑛業停止を叫呼するや、予は一の研究を経ずして直ちに停止するの早計を非とし、以て氏の主張に同意せざりき、然れ共防毒の工事其功を奏せずして人民の愁訴絶へざるや、問題解決を促すの一事に於て、予は田中氏等に同情を表する者なり、蓋し疑案解釋の方法は彼此の間に差異あらん、然れ共其解釋を求むるの熱情に至りては、予之を被害人民に譲らざるを明言せんと



欲す、

當局其責を免れんが爲めに言を造りて曰ふ、人民の愁訴は彼等の自然運動に非ず、他の教唆に出づる者なりと、予は彼等の冷腸と無識に驚かざるを得ず、草野の農民、苟も父母妻兒の鞠育を得ば、鼓腹泰平を田園に樂まんとす、何を苦で家を離れ業を廢し危を冒し險を履み、以て愁訴を企つるとある可けんや、苟も身に窮苦無く心に不平無くは、何人の教唆も彼等を奮起せしむると能はざるべし、冷腸無識の官吏、眼前に横はる問題の解釋に努めず、却て止むを得ずして起つ窮民を誣告し、以て自己の責を免れんとす、而して數十の被告、現に監獄の内に呻吟し、彼等の妻孥をして晏天に號泣せしむ、嗚呼是聖代の大汚點、明治の大羞辱に非ずや、

人民の苦情中頃止みたるに、突然として愁訴の聲を聞くや、世間頗る其害毒の如何を疑ふ者あり、甚しきは之を冷評して曰く、是れ狡人が往日の示談金を利として、再び之を強要するの手段に供するなりと、或は政黨の進退に利用して、政治運動の具と爲さんとする者あり、或は田中氏の勢力を殺がんが爲めに、氏に對する競争費を鑛主より取

れりとの説あり、其状恰も半空に雲を生じて、青天を見る能はざるが如く、中間錯綜の事情に蔽はれて、問題の真相社會に見認められず、世人は此間に彷徨疑惑せり、誠實の士も其判断を下すに苦めり、嗚呼是れ此問題の一大不幸にあらずや、然れ共其真相の要部は今既に明瞭となれり、

烟毒の山林を枯らし鑛毒の河身を傷ひ堤防を毀ち田畠を荒したる事實は確として又疑ふ可きに非ず、

三十年の防毒工事は鑛主一方の主張するが如く、十分其功を奏したりと假定するも、此工事を必要とする迄に、毒物の流出せしとは、工事を命ぜし事實に於て之を見認めざる可からず、此工事によりて防禦し得たりとするも、工事以前毒水自在に氾濫したりしとは之を見認めざる可からず、

政府は荒蕪地の免租を行へり、此地積が免租を必要とする程に荒廢したるとは、此一事によりて明瞭となれり、

田畠は今尙ほ荒れて回復せられず、山林は今尙ほ枯れて繁茂せず、河身堤防は嘗



て修築せられず、假りに三十年の工事、其目的を達したりとするも、被害地人民  
既往の損害は、補償せられずして將來の危険は未だ保安せられざるなり、

然るに爾後の實驗によるに、三十年の工事は毒害を減じたるも、未だ全く之を絶つに  
至らざるなり、而して河水横溢の時に於て、窮餘の民を憤起愁訴せしむる形勢は、今尙  
三十年以前の如くなりとす、

既往の損害を復し、將來の危険を除くの方法立たざる間は、毛野十數里荒蕪せん、數  
萬の農民流離せん、此の如き事件、帝都を距ると、僅に二十餘里の地に發し、十有餘  
年を経て解決せられず、唯解決せられざるのみならず、内閣も、關係の諸省も、牧民  
の官も、之を解決せんとするの意思すら無きが如し、豈驚く可き冷酷の政治に非ずや、  
而して窮民の愁訴するあれば、警察と司法との力を藉りて之を強制鎮壓す、嗚呼明治  
政府は陛下の赤子を棄て、之を保護の外に置かんとする乎、

農工二業の衝突は、兩毛の野に現出したり、此毒害は人力を以て防止する能はざる乎、  
此二業は終に兩立する能はざる乎、之を調和して國力を全局に保益するの道無き乎、

是疑問は唯尾銅山と、兩毛農家の間に起れる問題に非ずして、今後各地に起らんと  
する問題なり、民生の保全と物産の増殖とを任ずる當局は、全力を盡して研究解釋する  
の責任を有す、幸に人力を以て其毒害を防止するを得て、二者能く兩立すべしとせば、  
政府は精密に防害の方法を定め、嚴肅に其施行を促すべし、既往の損失は之を補償し、  
將來の危害は之を防禦せざる可からず、若し其地勢事情此二者の兩立を許さざる場合  
ありとせば、其利害の大小を計較し、或は甲を極めて乙を全くするとあらん、或は甲  
をして乙を償はしめ、全局に於て國利と私權を保全し、以て經濟民生の安寧を期する  
とあらん、何れにしても、之を抛擲して人民の愁苦を看過するは、政府至大の怠慢罪  
責なり、

林業、水産、牧畜、耕植、如何にして地力を増し、如何にして物産を殖せん乎と、政  
府は國帑を費して研究しつゝあるに非ずや、然るに鑛毒十餘里の田畠を荒し、山林河  
流其害を被むるの事實現存す、假令人民の愁訴無きも、政府は國家の爲めに自ら進で防  
毒の道を講ぜざる可からず、政府の此に出でざるは何ぞや、地震洪水火災海嘯あれば、



政府に救済の政あり、宮廷に賑恤の舉あり、自然の天災尙ほ此の如し、然るに人爲の結果、政府の怠慢によりて、鑛毒流域の民、流離顛頓し、嘗て救済賑恤せられざるのみならず、政府却て愁訴者を途に拒みて、其聲を聞かざらんとし、其極牢獄に彼等を呻吟せしむ、嗚呼被害地の民、何の罪かある、彼等亦我 天皇陛下の赤子に非ずや、十年一日被害民の爲めに號呼せし田中氏は、此案件を黨争の問題とするを患へて、多年縁故ある政黨と分離せり、而かも私利の情念に満たされたる議會は、冷然氏の聲に耳を傾けず、官舎を旅寓とする官吏は其責の誰れに歸すべきを知らざるが如く、氏を透して發する被害民の愁訴は、空く議場の四壁に反響するのみ、然れ共沈黙せる社會の中、隱然窮民に同情を表する者無きに非ず、予の知る所を以てするに、松村介石巖本善治布川孫市等の諸氏は、數年一日の如く被害の事情を言論文章に公示して、斯民の憫むべきを社會に告訴せり、昨年十二月、安部磯雄氏友人會合の席に語て曰く、鑛毒事件は社會の一大問題なり、之をして歐米諸國に在らしめよ、未決の間に多年を経過すると無かるべし、往年救世軍の總督ブリスに對する疑案、英國に起れり、曰くブリス

ス總督は名を救世に藉りて、金錢を集め、之を自己の爲めに浪費する偽善者なりと、救世軍是非の評紛々として社會之が爲めに迷亂せり、此に於て龍動の紳士公人等、自ら進で有志會を組織し、ブリス總督事業經營の顛末を調査し、言者批難の不實を證明せしを以て、讒謗頓に止み、該事業の進歩爲めに阻碍せられざりき、救世軍の今日あるは、ブリスの力多しと雖ども、亦以て英國公人が、社會の公問題を解釋公判するの深切なるによらずんばならず、鑛毒事件は、世或は之を田中氏一身の問題の如く看做す者あり、此觀察是耶非耶、若し此點の未決の爲めに、幾多被害民の救済せられざるあり、國家の公利保全せられざるならば、其害實に測る可からざるなり、僕二三の同志と共に實地を踏査して、之を看取せん、僕觀察に必要な専門學術の智識を缺くと雖も、偏頗の心なきは自ら信ずる所なり、請ふ隗より始めて、以て天下の公人學士の此問題を解決する端を發せん」と、氏の觀察の結果は、六合雜誌の論文となりて世に現はれたり、

今年の初春被害民の上京途中に阻められて、兇徒囂集の疑獄起るや、平素此問題に對



する予の感念は、一層の深きを加へり、且新聞記者としても其近状の真相を世に公示するの責任を盡さざる可からず、乃ち此件を擧て以て之を社中同人に謀る、木下尙江氏奮て曰く、此疑案今暗黒の中に在り、其真相を社會に知らしむるは、蓋問題解決の發端なり、而かも其真相を社會に表出し、人をして之を信ぜしめんと欲せば、深切の觀察と公平の評論無かる可からず、其任重と雖心は則ち期する所あり、僕請ふ之に當らんと、氏はに於て兩毛の野を跋み、渡良瀬の水を涉り、足尾の雪を冒し、旬日の觀察、筆端より迸る者、毎日新聞十餘日の文となれり、後補綴して編を成す、本書即是なり、公心社會に存し、義氣公人に在らば、此書を読みて良心を警動する者あらんと必せり、

予の觀る所を以てするに、本問題の一大疑案たるとは、今日尙ほ十餘年の前に同じ、害毒の存在は事實にして、其害毒の實狀眞因は未だ分明明確ならず、一方は鑛業禁止を望み、他方は毫も防害の良法を講ぜず、窮民は益々窮苦し、政府は瞭然施設する所なし、今にして大に根本を治めざれば、霖雨洪水の至る毎に、罪人窮氓の出づる必前日の

如くなるべし、故に社會の公心をして大に此問題に傾注せしむるが爲めに、切に本書の公刊を賛成せざる可からず、

既に本件を以て研究未熟の問題と爲す、故に苟も其解決に參考すべき者は、普く收めて其判断を補はんことを要す、左の文の如き、亦此場合に於て、必要の一資料たることを信ずるなり、

被害地の人民は、夢想にも鑛毒の原因となるべき或る事情を知らずして、或は精良なる粉鑛採聚器の据附を促し、耕地灌溉用水の堰口に、鑛毒沈澱法を行ふ等の事を約せしは、氣の毒の事といふべし、特に近來政府の命令にかゝる豫防工事の如きは、狹隘なる調査にて、毒水と稱する者を沈澱濾過するに過ぎず、粉鑛採聚器の如きは、利を收むる爲めに、銅山は孜孜として其精良なる者を撰み居れども、鑛毒を減ずるには更に益なし、

元來足尾鑛業は、如何に盛大を來すとも、少量なる硫酸銅液及び泥水が、一たび渡良瀬川に入るに及びて、鱗屬の衰減をも來すの力なきなり、然るを鑛毒論者は、唯



被害地の意外に惨害を被れるを視て、單に曰へらく、主因は銅に在りて、源は足尾にありと、然り、其原因の足尾鑛業にあるは、勿論なれ共、鑛毒論者の説くが如く、下流沿岸を不毛と爲すの原因は、坑内より流出する硫酸銅溶解水、及び撰鑛の排水に混入せる泥土に在るに非ずして、他に大なる原因のあるなり、

渡良瀬川の水は栃木群馬兩縣の境に至れば、透明無色となりて、更に有害分子を含まざるは明にして、特に足尾町宇切幹小澗川合流は、足尾全山の鑛毒集合する處と見て可なるも、其銅分の溶解態は皆無にして、不溶解態の如きも、其痕迹をといむるのみにあらずや、是によりて之を見れば、平水の時の如きは、耕地には毫も害を及ぼさざるや明けし、然らば出水の時に於ては如何、出水の時に於て、粉鑛の川底に沈澱したる者、下流に至りて沿岸に其害を爲すやの點は、鑛毒論者の尤も唱道する處なれども、川底に沈澱したる者は粉鑛と稱すべからず、此者たるや既に粉鑛を採收せる渣にて、其泥渣には若干の鑛物を含有しあるは免れざれども、雨水の爲めに、愈々稀薄となりて、下流に至りては鑛毒の原因となるべき者に非ず、精密正確

なる機械にて銅分を採集せる排物中の澱渣に含有する少許の硫化銅、又は其水に含む處の微量の硫酸銅、其他の物質が、鑛毒の原因となる者とせば、粗雜なる器械、或は手撰營業にかゝる他の小銅山の如きは如何、阿仁及び不老倉等の如きは、未流に於て足尾よりも甚き鑛毒を及ぼすべき譯合なり、何となれば肉眼を以てしても、流水に鑛物の浮游しつゝ、下流に至るを見るべく、塊鑛の如きも下流の沿岸に累々たるを見るべければなり、足尾鑛毒の如きも、世人は其沿岸の塊鑛を視て、強て原因となしたる者の如し、無論其主因は銅鹽にあるべきも、渡良瀬支流の河底の石撰鑛處排水の澱渣を檢して、俄に断定す可からず、如斯淺薄なる断定あるが故に、古河派は辯護して曰く、足尾銅山採掘事業は、慶長年間に始まり、爾後二百年間、粗雜なる舊式によりて採りたる鑛物の流れ出で、漸々河底に沈澱しあり、而して明治十年に至りて、古河の所有となり、舊式の採掘法を改め、文明の機具機械を撰み、専門家に托して、坑の内外に新式の装置を施し、採鑛冶金の法を改良して、可及的鑛粉の流出を防ぎ、特に近來粉鑛沈澱所を設けたるを以て、鑛毒の流失するもの、



頓に減じたるや明なり、然れ共一朝洪水の氾濫するあれば、數百年の舊式によりて採掘せる鑛物の、河底に沈澱する者、耕地に流入して、植物の發育を妨ぐることもあるべきも、平時に於ては、其害を起す者にあらず、唯天災によりて起る者なれば、洪水の害と鑛毒の害とを混同して、遽に鑛業の禁止説を唱ふる如きは誤謬の至なりと、

是に於て鑛毒論者は説を爲して言へり、曰く鑛毒の原因は洪水に在り、洪水の原因たるや、足尾鑛業の爲めに山林を濫伐し、水源涵養の法を失ひたる爲め、降雨の節は暴漲を來し、水力深く川底を穿て、沈澱毒を下流に送るにありと、是等は乃ち甲に對する乙の水掛論に過ぎず、尤二里四面の山林は、濫伐せられたるが爲めに、降雨の節急漲を來したるは、言を待たされども、川底に沈澱したる者、又は丘陵に堆積したる鑛物は、水力にて容易に流失せざる性質を有せり、鑛毒を調査する者は、唯坑内外の水と、撰鑛の泥渣と、鑛烟の外見るとを知らず、銅山にては是等の點は、注意に注意を加へて攻撃を避けつゝあり、

是より鑛毒の原因を述べんと欲す、然れ共其前に鑛毒は天然の作用にて、下流に慘害を來す者にあらざること、換言すれば、人工を加ふるにあらざれば、鑛毒を流逸せしむると能はざること、及び世人の信ずるが如く、其水及び其泥渣の、一朝雨水に逢ふて運搬せられ、下流に害を成すにあらざして、他に劇烈なる真正の鑛毒の元素を包藏せる處の個所を説明すべし、

抑足尾銅山は、明治十五年、横山歩砒の良鑛に當りたるより、事業の盛大を來したるとにて、日に月に出鑛の量夥しく、其捨石（鑛石は洗鑛所に送り、洗滌の上、貧鑛なれば、捨石と稱し、他に運搬して放棄するなり）、の如きは、百分の六の良鑛附着的儘放棄せり、本口坑の如きは、飯場（飯場とは坑夫の住屋なり）、屋敷地より、下部百尺斗り此捨石を以て埋め立て、年を経るに隨て凝結し、殆ど水成岩狀を呈せり、而して年々歳々、捨石を以て溪谷を埋め立て、捨石場に缺乏を告ぐるに至りては、鐵路を延長し、或は山の中腹を横切り、或は往來の道路を廢して、之を埋むる等、一晝夜二十五人四分の人夫にて、十六才を滿すべき宮車に盛りたる捨石、（二十八年



の調査) 間断なく坑内より運び出されあり、有木坑の如きは、一日四百九十五車、四(一車は十六才を盛り得べき者)の捨石を以て、或溪谷を埋立て、此溪谷も狹隘を告げたる爲め、他の溪谷に鐵道を延長し、廿九年には京子内と稱する一大凹處を填充せり、(長さ三町、幅壹丁、深さ六十五尺の不正形三角の溪谷)、京子内に缺乏を告げたる爲め、此地より二千二百八十尺を距りたる高原木に鐵路を延長せり、此の如く漸々距離の遠隔するに従ひ、運搬に對する費用も増加せざる可からず、一例を擧ぐれば、坑内より京子内迄、一車十六才の捨石、平均五錢にて、一日五百車とすれば、二十五圓の運搬費なれ共、高原木まで延長するときは、其距離二倍以上なるが故に、一車平均拾貳錢の運搬費を要す、然るときは一日の經費參拾五圓の増加を視、之を一ケ年に積算すれば、壹萬貳千七百圓となり、尙ほ急勾配なる山腹に鐵路を貫通せる、其保存費の如きは、一ケ年一千圓を下らざるべく、故に鑛業の當局者は、勉めて坑内より捨石場の距離の接近を欲するが故に、大雨の襲來を待て之を渡良瀬川に除去せざる可からず、然るに此捨石なる者は、凝集性を有するが故に、各自粘着し

て強固なる地盤を構成し、大雨に逢ふも、決して溶解又は崩壊流失する者に非ず、現に本口飯場の敷地の如きは、百尺の斷崖狀を成せども、尙ほ崩壊の恐なく、其捨石の上に家屋を建築しあり、強て之を崩壊せんとなれば、ダイナマイトを用ゐざる可からず、故に大雨一朝來るあれば、晝夜に拘らず、人夫の非常召集を爲して、鐵桿又はダイナマイトを以て崩壊し、渡良瀬川に投入するにあり、以上述べたる如く、坑内より間断なく運び出さるゝ、百分の六の鑛物を含有する所の多量の捨石は、溪谷を埋め、斯くて暴雨等の時を待て、一時に下流に放棄せらる、是尤世人の注目せざる可からざる所の鑛毒の源泉となる者なり、洪水と鑛毒と伴ふは、以上の陳述によりて疑なかるべし、今二三の例を擧げて、鑛毒を蒙りたる下流沿岸の年月を示さん、

明治二十三年八月の洪水の時は、本口及び京子内大半の捨石を、晝夜百餘の人夫を以て放流せり、二十四年九月三十日の大水にも、此仕事を爲し、是より廿九年七月二十一日の大風雨迄は、洪水と稱する者なきが故に、捨石非常の蓄積をなしたるを



以て、高原本迄にレールを延長するの計畫を成せり、於茲二十一日の大水の時、雷雨の中に、懸賞して其幾分を放流せしが、八月十七日も、又一回の暴風雨あり、此時は數倍の人を増加して、ダイナマイトを用ひ、固着せる處の基礎を破摧せり、而して同年九月八日には、全力を以て遂に一町に三町の廣さ、深さ六十五尺の間に堆蓄せる者、悉皆を放流したり、此年月と耕作物の害を蒙りたる年月とを比較せば、思半に過ぎん、

足尾地方の習慣として、徳義を解する者甚だ稀に、支配する者は、多くは無學無識なる鑛夫より採用せられたるを以て、言語動作等傍若無人の所爲多く、公明正大の精神を缺くが故に、凡て不正の手段を取り、一時の利益を擧げて、古河に忠義を賣る等は言語に絶せり、

嚴重なる除害の命令も、容易に其功を奏する能はず、今鑛主が行ふ卑劣手段の一二の例を擧ぐれば、明治廿六年十月十二日、鑛毒の件にて、山田泰造氏足尾に出張したるとあり、銅山は直ちに足尾町長に命令を下して、凡ての旅人宿を閉鎖せしめ、

寺院劇場等、演説の開場に適する一切の場處を閉鎖したるのみならず、壯士を使喚して、山田一行を妨げ、路傍に立往生せしめたるとあり、又新井田村野口高橋の一行の如きに對しては、阿言を呈し、額を以て地を叩き、盛膳と慰勞の御禮を以て、彼等を眩迷したり、其鑛毒調査を名とする人の何づくの方面より來るも、直ちに電話を以て、中央事務所より、東西南北の出張所に命令を下し、凡ての鑛毒の原因ともならん者は、之を掩ひ隠し、坑内唧筒の如きも、運轉を中止するが故に、坑内より流出する水を認むると能はず、斯る彌縫の策を行ふの銅山は、如何に嚴重の調査を爲せばとて、中々鑛毒を防止すると覺束なけん、

要するに鑛毒の原因は、未だ人の調査せざる處に在りて存す、即ち人意的に其鑛毒を流出せしむる者なれば、沿岸五萬丁の荒地と、三十萬の生命は、正に古河が其責任を負はざるべからざる所の者なり、

是れ嘗て足尾銅山に事務員たりし某氏の報ずる所として、六合雜誌に掲ぐる者なり、(卅三年四月十五日刊行貳百參拾貳號)此文は新異の光明を暗黒なる疑案の上に放射す



る者、木下氏の観察と相待て、本問題解決の資となるや必せり、予故に特に是を此に掲出したる、

伊太利の埃領たる時、伊人虐政の下に呻吟するも、其苦叫局外に聞へざりき、グラツドムトーン一どたひ其地を跋みて、實見記を社會に公にするに及び、歐洲の耳目此半島の一方に集まり、救済の同情、諸國に起り、伊民困厄を脱するの機、此に萌生せり、ブルガリアの民慘禍を被むるや、事情他國に知られずして、英人も亦冷眼を以て之を見たり、デーリーニュースの通信者、其慘狀を報告するに及びて、英國の輿論爲めに一變し、ブルガリア人虐政を免るゝの端此に發せり、是れ私人の文、能く社會を醒覺せし顯著の實例なり、鑛毒事件の二國の事に於ける、其間大小の差ありと雖も、政府が無告の民を保護せざる、人民の流離顛頓する、囚徒の獄内に呻吟する、社會が其真相を誤認する、是等の點に於て、彼此相肖たる者無きに非ず、唯其事實を公示し、其真相を暴露すること、是れ救済の第一着手たるべし、木下氏旬日の跋渉、此疑案を社會の公論に判せしむるの端を發せん歟、私人一技の筆、能く救厄の功を奏する新例を我國

に開くべし、予は被害人民の爲めに、又我社會の爲めに、氏の勞の徒爲に歸せざらんとを切望する者なり、

明治三十三年五月病を湘南の海濱に養ふ木下氏の文を讀み疑獄の爲めに鐵窓に呻吟するの窮氓を想ふて眠成らず夜半筆を孤燈の下に操て此文を草す

島田三郎



目次

緒言

第壹章 足尾銅山

第一項 除害工事は果して命令書に違背せざるや

第二項 除害作用は果して命令書に違背せざるや

第三項 除害作用の成績

第四項 除害命令の評論

一 命令書に原由する不正確の工事

二 命令書に對する概論

三 命令書の缺點

第五項 鑛毒豫防の調査

第貳章 渡良瀬河岸

第一項 鑛毒問題史第一期

八

一〇

一三

一八

二七

二八

三二

三六

三九

四三

四四



第二項 鑛毒問題史第二期……………四七

第三項 鑛毒問題史第三期……………五〇

第四項 鑛毒問題史第四期……………五八

第參章 鑛毒問題の切迫……………六一

第一項 毒川の浚渫……………六二

第二項 砂防及び造林……………六四

第三項 被害地問題……………六八

一 政府の免租處分を論ず……………六八

二 示談契約の無効を論ず……………七二

三 鑛毒の責任者は誰そや……………七八

四 被害地善後策……………八二

# 足尾鑛毒問題

木下尙江 著

## 緒言

帝國議會の開かれてより以來、議場に上げられる案件の多き、眞に枚擧に堪へざるなり。國家百年の大計に關し國民萬衆の利害に係る重要事件さへ、一言半語の間に運命を決せられ、甚しきは則ち沈黙の裡に議了し去らる。其の機關の妙用、寧ろ驚くべきものあるなり。獨り此間に立ちて、一個問題の十年相傳へて、未だ解釋を得るに至らざるものあり。是れ即決を貴ぶ當今の政治社會に於ては、怪しむべき現象と言はざるべからず。所謂十年未決の疑案とは何ぞや。足尾鑛毒問題即ち是れなり。

東京を距ること北四十里、野州の上州と相接して峯巒重疊たる間に、一帶の銅脉を藏する者あり。之を足尾銅山となす。發見の年代は詳ならずと雖も、口碑相傳へて慶長



十五年、近傍の村民初めて之を發見したりと稱す。日光廟の銅瓦は、則ち足尾の産銅を以て鑄造したりしなり。爾來殆ど三百年、徳川氏の直轄たりしに、明治の新政に至りて、日光縣の管轄する所となり、明治十年三月政府は、始めて之を一商賈古河市兵衛氏に貸與することゝなれり。

古河氏の之を借り受くるや、巨額の資本を投し、精巧の器械を設けて採鑛に従事せり。爰に於てか銅の産出俄かに増加して、殆ど鑛業社會の面目を一新したりき。然れ共世人が、此の表面の鴻益に驚喜喝采しつゝありし時、其の裏面に於て銅鑛の流毒は、無言の間に害惡を播布しつゝありき。

坑口は銅鑛と共に、悪水を流出せり。精銅の運搬し去られたる後には、廢石鑛屑を殘留せり。是れ皆な毒分を含有して、土地を荒らし、人身を害する者なり。鑛業者古河氏は、採鑛製銅の一方面には苦心經營したりと雖も、毒水毒屑を處理して、是をして其の害惡を恣にせざらしむるの設計に至ては、毫末の企つる所あらざりき。而して之を監督する政府も、亦た曾て之を顧念することあらざりしなり。爰に於てか其の悪水

ど毒屑とは、澗谷を埋め、溪流に注ぎて、以て直に渡良瀬河に奔下し去れり。

銅山流毒の結果は、眞に著明なりき。渡良瀬の魚族は、是れが爲めに斃死せり。當時沿岸の人民は、未だ原因の何たるを解するに及ばざりしと雖も、水底必ず毒分の潜伏すべきを推測して、竊かに怪危の念に打たれつゝありき。故に明治十四年、時の朽木縣令藤川爲親氏は、沿岸人民に命じて、渡良瀬産魚の販賣食用を嚴禁せり。然れ共銅山流毒の害は、啻に漁業の上のみならず、兩岸大小の堰樋を通して、田圃の間に浸潤しつゝありき。只だ其の結果漸次なるが故に、未だ俄かに農民の注意を惹くに至らざりしのみ。

足尾に於ける鑛業の年々發達すると共に、渡良瀬河に於ける流毒の分量も、亦た歳々増加せり。爰に於てか漁家と農民と始めて心を銅山に注ぎ、魚類の減滅も、田圃の不作も、其の原因の流毒に在ることを發見せり。

鑛毒の由來其の久しきこと實に此の如し。而して其の發して天下の公問題となれるは、則ち明治廿四年第二議會に於て、代議士田中正造氏が之を號叫したるに始まる。爾來



田中代議士は、年々質問演説を以て、其の救済方法を政府に求めたり。然れ共政府は常に要領を得ざるの答辯を以て、一時の苟安を事とせり。

明治二十九年の秋霖によりて、渡良瀬川大に出水し、堤防決潰して、鑛毒氾濫し、沿岸の人民悉く其の浸す所となるや、三十年二月、田中代議士は政府に向て質問する所あり、世論爲めに大に動搖せり。然るに政府の答辯依然として冷淡なるや、三月廿三日沿岸の人民は、箕笠糧を負ふて大舉上京せんと騷擾し、翌廿四日田中代議士は、重ねて議場に劇論する所ありしに、此の日政府は、俄かに足尾銅山鑛毒調査會なる者を新設し、委員十六名を任命して其事に當らしめぬ。

次で五月廿七日、政府は鑛業者古河市兵衛氏に向て、鑛毒豫防命令三十七項を嚴達し、沿岸人民に向ては、洪水被害地に於ける免租の沙汰に及びたり。是れ實に鑛毒問題起りてより以來、政府が初めて斷行したる方法なり。然れ共所謂鑛毒問題なる者は、未だ之を以て結局を告げたりと言ふべからず。田中代議士の質問演説は、依然として舊の如く、渡良瀬沿岸の農民が愁訴する聲、曾て絶ざるなり。然れ共政府は、三十年の

命令を以て事了はれりとなし、社會も亦た冷然として、之に耳を傾けんともせずなりぬ。

三十三年二月十三日、一報あり電來して曰く、渡良瀬沿岸の農民二千五百餘名、大舉上京せんとし、憲兵巡查と利根の河畔に衝突せりと。而して鑛毒問題は俄かに再び世人の耳目を惹くに至れり。

抑も足尾銅山の鑛毒なる者は、左まで複雑せる問題に非ざるなり。既往に於て其の流毒の著顯なりしことは、既に證明せられたる所なり。曩きに明治三十年、時の政府が鑛業者に向て豫防命令を發したるも、亦た是れが爲めのみ。然れ共當時政府が執れる所の方法は、只だ將來に向て新毒の流出を防禦せんと欲せしに過ぎず。既往の流毒にして、尙ほ溪澗河底に残留する者に對しては、曾て除却の方法を講ぜざりしなり。又た渡良瀬河岸の被害地に向て、之を救済するの道如何は、毫も顧る所なかりしなり。嘗たに是れのみならず、三十年の鑛毒豫防命令なる者が、果して新毒防遏の効力ありや否さへ、未だ確然たらざるなり。渡良瀬沿岸人民の、起て之を中央政府に直訴せんと欲



する者、寧ろ當然の擧と言はざるべからず。試に思へ。今日我國の學藝は、鑛毒防禦の道に就て、未だ之を研究するに足らざる乎。吾人は之を信ずること能はざるなり。然るに一小鑛毒事件をして、永く社會の疑問たらしめ、渡良瀬河岸一帶の同胞をして、怨恨訴ふる所なからしむるは、是れ豈に國家の怠慢にして、又た學界の耻辱に非ずや。

爰に於てか我が毎日新聞は、此の機會に於て疑問解釋の端緒を與へんと欲し、即ち余に向て實地調査の任を委することゝなれり。然れ共若し此の任に當らんと欲せば、少くも鑛業及び農業に關する、相當の智識を要するなり。而して余は此點に於て、遺憾ながら全然無資格なることを自白せざるべからず。只だ鑛毒問題の、何時までも釋了されざるを憾み、被害地人民の慘狀に向て、同情の念に堪へざるに至ては、必ずしも多く他人に譲らざるを信ず。是れ敢て此の不適當なる重任を固辭せざりし所以なり。

即ち二月十五日を以て視察の途に上ぼり、先づ渡良瀬沿岸の被害地を概觀し、十九日

を以て足尾に登り、全二日を銅山跋涉に費し、廿二日を以て歸京の途に就けり。職分既に當を失するが上に、調査の日程此の如く短く、而かも降雪の妨害あり、社員諸氏が囑託の萬一だに充たすこと能はざるは、慚愧に堪へざる所なりと雖も、愚言必ずしも識者の一顧を値ひする者なしとせず。是れ余が敢て所見を吐露して、之を世に公にする所以なり。

抑も渡良瀬沿岸の被害地なる者は、其の區域今や既に五萬町歩に亘り、人口殆ど三十萬に上ぼらんとす、而して之を放擲し置かば、被害地域は益々増加せんとするなり。夫れ偶々震災海嘯の警報ある、國民皆な起つて其の被害の同胞を救恤するに非ずや。天災地殃に在りてすら尙ほ此の如し。況して渡良瀬沿岸の慘狀は、人爲の結果なり。若し棄てし願すんば、立憲國の實、果して何處に在りや。文明社會の効、果して何處に在りや。吾人は人情の爲めに、正義の爲めに將た國家當然の職分の爲めに、我國民に向て、速かに鑛毒問題を釋了せんことを、促かさずんばあらざるなり。



## 第壹章 足尾銅山

八

鑛毒問題を研究せんと欲せば、足尾銅山を以て第一の目的物と爲さるべきに非ざらん。渡良瀬河岸に於ける被害荒蕪の惨状は眞に人目を驚かすに足るものありと雖も、暫く頭腦を冷靜にして之を考ふる時は、先づ害毒の根源なる鑛業所に就て、仔細に點檢するを以て、順序の當を得たる者と信ずるなり。

然れ共銅山を視察して、鑛毒の流洩如何を調査することは、是れ即ち専門技術家に待つべくして、吾人門外者流の得て當るべき所に非るなり。爰に於てか余は足尾銅山を巡視するに當りて、豫め一個の方針を定めざるべからざりき。

余は即ち左の方針を立て、銅山視察の途に就けり。

一。既往に於ける銅山流毒の劇甚なりしは、明治三十年の除害工事命令の一事、以て裕に之を證明するに足れり。故に今日の疑問は、只だ明治三十年の除害命令が、正確なる設計と言ひ得べきや否に在り。

二。明治三十年の除害工事命令は、我國に於ける優等専門學者を招集し、之をして設計せしめたる者なるが故に、吾人門外者流は、苟も反證なき限、之に全部の信用を置かざるべからず。

三。然らば鑛業者は、果して嚴格に除害命令を遵奉して、是れが工事を成せしや否や。是れ第一に調査すべき問題なり。

四。鑛業者は爾來、能く繼續して命令を奉じ、鑛毒豫防作用を執行しつゝありや否や。是れ第二に調査すべき問題なり。

五。故に吾人の執るべき適當の方法は、彼の除害命令書を標準として、豫防工事及び豫防作用の兩者が、命令書に違背せざるや否に就き、之を外側より觀察するに在り。

是れ元より迂遠の方法ならん。然れ共専門家ならざる吾人の位地よりすれば、誠に已むを得ざる者あるなり。乞ふ序を逐ふて視察の結果を述べん。



### 第一項 除害工事は、果して命令書に違背せざるや。

彼の明治三十年の鑛毒豫防命令なる者は、實に三十七項より成れり。若し工事を點檢せんと欲せば、其の實際施設の、果して其の目的に協へるや否を調査せざるべからずと雖も、是れ専門技術家の鑑定に待つべき領分にして、吾人の容喙するに不適當なる所なり。故に余は只だ外形上、誰が目にも映すべき所に就きて、命令と工事と相違せるものを列記せんと欲す。是れ好で鑛業者の缺點を指摘するに非るなり。

#### (一)。沈澱池の屋根。

命令書第五項は左の如く記せり。

本山沈澱池及濾過池は、總面積一千二百坪以上、小瀧沈澱池濾過池は同千坪以上に擴張し、且上層沈澱池には、降雨を防ぐ爲め屋根を設くべし。

沈澱池及び濾過池は、本山、通洞、小瀧の三所共に命令書記載の坪數以上に設計せり。而して降雨が如何に沈澱作用を妨害するや、何が故に上層沈澱池にのみ屋根を設くる

の必要ありや、將た何が故に本山、小瀧の兩所にのみ、上層沈澱池の屋根を要して、獨り通洞沈澱池に之を命令せざるや、是れ元より余の知る所に非ず。余は只だ本山及び小瀧兩所の沈澱池に於て、果して上層池に屋根の設置ありや否を檢したるのみ。而して、余は本山沈澱池の上層五號中第一、第二の二號に於てのみ、屋根の設置あるを見たり。鑛毒豫防と沈澱池の降雨と如何なる關係あり、何程の利害ありやは、専門家の示教を待たん。余は只だ工事の事實を記するに過ぎざるなり。

#### (二)。廢石堆積場。

命令書は選鑛滓、製煉鏝の堆積場に就て、左の兩條項を明記せり。

第十七項 京子内の指定地に於ては、其上部に堅牢なる堰を設け、且溪間より流出する水を排泄する爲めに隧道を開鑿すべし。

同指定地の下部に於て、堆石の崩壞を扞止する設備を爲すべし。

同指定地に沿て溝渠を設け、雨水を導きて、前項設備の下部に排泄すべし。

第十八項 高原木、宇都野及砂形の指定地に於ては、道路又は山に沿ひて溝渠を設







どなくんば、是れ實際に於て、何の効果をも奏せざるべきなり。故に除害作用の果して、命令書に違背せざるや否は、最も精細の調査を遂げざるべからず。然りと雖も是れ元と、理化學の専門的智能と、鑑識とを具備するに非ずんば、容喙すべき問題に非ず。故に余は其の問題の緊要なることを感ずると同時に、深く自ら我が不能を憾みずんばあざりしなり。

例へば、鑛坑より流出する坑水に向て、生石灰乳の攪拌法を行ふべしとは、是れ命令書第一項に於て規定せる所なり。而して坑水若干量に就きて、生石灰乳若干量を必要とするやを知ることとは、是れ鑛業主の懈怠と否とを判定する要件なりと雖も、余は慚愧を忍びて此の如き智能なきことを自白せざるべからず。故に余は撰鑛所に入りて普く巡見すと雖も、只だ彼處に粉鑛採集器の廻動しつゝあり、此處に石灰乳攪拌器の運轉しつゝあるを見るのみにして、其の果して適當なる除害作用を成しつゝありや否やは、毫も之を知ること能はざるなり。簡單なる沈澱池濾過池に臨むも亦た然り、况んや複雑細緻なる脱硫作用を検するに於てをや。

専門的研究と批評とは謹て之を誠實にして有識なる専門家に譲り、余は自己の分限を守りて成し得る限の觀察を試むこそ、却て有利有益の舉動なるべきを信じたれ。故に余はコ、にも亦た除害工事の命令書を手にしつゝ、余の凡眼に映したる命令違反の事實を列記せんと欲するなり。

### 沈澱池及び濾過池

沈澱池及び濾過池は坑水及び撰鑛用の悪水をして清浄ならしむる主要機關にして、此等の悪水は生石灰乳の攪拌作用を終はり、砂聚器を通過して、沈澱池に流入し、濾過池を経て渡良瀬川に注下するなり。

此の兩池の設計に就ては既に記する所ありき。而して彼の命令書は、沈澱及び濾過の方法に就きて、更に左の如く細密の規定を設けたり。

第十項 各沈澱池及び濾過池は、更に區畫を設け、各區交替に之を使用し、泥渣は一定の時間毎に之を浚渫し、煉瓦製造又は製鍊等に使用するの外、總て各沈澱池よ



り之を通洞の近傍指定の場所に運搬堆積し、決して他に之を堆積すべからず。

此の條文に含まれたる兩池行使の要目を求めば左の二事に分つを得べし。

一。各區交替に之を使用すべし。

一。特定の時間に之を浚渫すべし。

余は本山、通洞、小瀧の三所を巡見するに當り、沈澱、濾過の兩池を検するには、一に此の二件に注目したりしなり。而して余は左の宣告を與ふべく毫も躊躇せざるなり。

一。沈澱濾過の兩池に於ける、各區交替使用の命令は勵行せられず。

一。泥渣浚渫の時間は、甚だ不精確なり。

今ま本山沈澱池を見るに上層に五號あり。通洞には上層に二號、中層に四號あり。故に命令書の趣旨に従はんには、先づ一號と三號とを用ひ、泥渣の沈澱積聚するを待ちて之を閉鎖し、二號及び四號の閘門を開きて悪水を導き、此の間に於て、一號及び三號の泥渣を浚渫すべきなり。

濾過池に在りても亦た然り。一號、二號を交替に使用して、常に濾過作用を精正ならし

めざるべからず。

然るに余は今日鑛業所が、此の命令に違背して、全部の沈澱池及び濾過池をば、同時に使用し居るを見たり。

然らば沈澱池及び濾過池の浚渫は、如何なる時間を期して之を行ふや。是れ悪水の分量と、池鉢の容量とに比例し、採鑛撰鑛の加減に依りて、必ずしも畫一の時間を制すること能はざるべしと雖も、而かも亦た普通一定の時間なかるべからず。而して余は遂に之を聞くこと能はざりしなり。

此の兩者は鑛業者と監督官と共に責任を免かるゝこと能はざるなり。

然らば此の如き違令懈怠の結果は如何。余は小瀧及び通洞の二所に於ては、濾過池を流出する水の透明無色なるを看たり。其の水質性分の良否は余の知る能はざる所なりしと雖も、外觀に於ては正に透明無色なりき。然れ共本山に於ては全く之に異れり。

余が實見したる時は、第一及び第三の沈澱池を用ひ、第二池及び第四池は浚渫すべき順序たりしなり。然るに全部之を使用するの結果にやあらん、余は現に第二號池より第



三號池に入る水の、却て第一號池より第二號池に入る者に比して、汚濁の程度を増す者あるを見たり。余は本山濾過池を經過して、渡良瀬川に注流する水の、其の汚濁の外観に於て、殆ど沈澱前の者と異なる所なきを見たり。

是れ只だ余の凡眼に映じたる一二の實例に過ぎず、若し夫れ専門的具眼者をして、精嚴なる視察を試ましめなば、余は其の必ず除害作用の實地運轉上、多くの缺點を發見すべきを推斷せずんばあらず。

### 第三項 除害作用の成績

余は既に鑛毒豫防工事の盡く命令書に適合し居らざること、及び除害方法の上に懈怠あることを指摘したれば、今や進で彼の三十年の除害命令が、現在如何なる成果を現はしつゝあるやを檢せんと欲するなり。而して問題一步を進むる毎に、愈々専門的境域に深入し、余の困難は益々増長せずんばあらず。然れ共余が困難の増長するに従て、余は更に靜思して自己の分限を嚴守し、當初の立脚地を動くことなく、常識もて了解

し得る限りを盡くして、他は世の専門家の鑑定に委任せんと欲するなり。

此の如くして余が記述するは、撰鑛に對する除害と製煉に對する除害との兩者なり。語を換へて言はば、沈澱濾過の成績と脱硫の成績と是なり。

#### (一)。沈澱濾過の成績

沈澱池、濾過池は本山、小瀧、通洞の三所に在り、坑水及び撰鑛に供せる悪水を消毒する所にして、獨り本山に在りては、坑水、撰鑛水の外に尙ほ、製煉所なる脱硫用水の注入するを見る。而して鑛業者は、此の三所の濾過池に於ける放水、及び庚申山川(小瀧坑濾過放水之に注く)の渡良瀬川(本山通洞兩坑の濾過放水之に入る)に合流したる字切幹の河水をば、日々、鑛業所内の分拆所に於て分拆製表しつゝあり。

故に余は爰に鑛業所の分拆表を掲げて、之を世人に報し、併せて専門學者の研究を乞はんと欲す。

濾過水、河水分拆表(卅三年一月)

箇

所

銅(一リートル中)

鐵(同上)

試験紙反應



本	山	〇、〇〇〇五二	〇、〇〇三二六	酸性 アルカリ性 中性	一一 三七
小	瀧	〇、〇〇〇二九	〇、〇〇一八〇	同	一一 〇五〇
通	洞	〇、〇〇〇五三	〇、〇〇二〇〇	同	一一 二九〇
切	幹	〇、〇〇〇四五	〇、〇〇〇八〇	同	三 一〇〇

是れ本年一月中の平均統計なり。今ま参考として、除害工事竣成當初の分拆表を左に掲げん。

(甲) 本山濾過水分拆表

三十年十一月	銅(一メートル中)	〇、〇〇三〇九	鐵(同上)	〇、〇〇二五〇	硫酸(同上)	〇、一六七八
同 十二月		〇、〇〇一二六		〇、〇〇一六〇		〇、〇七三七
三十一年一月		〇、〇〇三〇〇		〇、〇〇三一六		〇、一六二九
三十年十一月		〇、〇〇〇二三		〇、〇〇〇四三		〇、一一七五

(乙) 小瀧濾過水分拆表

同 十二月	〇、〇〇〇八五	〇、〇〇〇七二	〇、〇八四八
三十一年一月	〇、〇〇〇一七	〇、〇〇〇三一	〇、〇三一八

(丙) 通洞濾過水分拆表

三十年十一月	〇、〇〇〇二七	〇、〇〇〇七八	〇、一二七二
同 十二月	〇、〇〇〇四九	〇、〇〇〇五〇	〇、〇八一三
三十一年一月	〇、〇〇〇三七	〇、〇〇〇三七	〇、〇三二七

(丁) 切幹河水分拆表

三十年十一月	〇、〇〇〇四一	〇、〇〇〇九一	〇、〇一一二〇
同 十二月	〇、〇〇〇二八	〇、〇〇〇一〇二	〇、〇一六三
三十一年一月	〇、〇〇〇三三	〇、〇二四三〇	

今ま此の諸表を參酌し、極めて不完全なる余の化學、衛生の智識もて此間に容喙するの僭越を避け、謹で左の議題を専門家の机上に呈せんと欲す。

- 一。前表に現はるゝ如き性分の水は、飲料及び田川として良否如何。
- 一。更らに之をして良好ならしむるの方法如何。

人若し此の圖表を疑つて、是れ鑛業者が被雇技師をして隨意に製造せしめたる者にし







小瀧の製煉所は、此の命令に接したる時を以て廢止したれば、此の工事は只だ本山に於てのみ見るを得るなり。是れ蓋し除害工事中、最大最難の者たりしならん。人若し足尾峠を下り、神子内の溪流に沿ふて渡良瀬の寒村に出で、仰て備前橋の高峯を望み、漸く視線を轉じて東南隅に注がば、間藤赤倉諸驛の彼岸、渡良瀬の激湍を隔てたる崖上緒山の秃頭に一基の大烟突宛然、赤龍の白雲を吐出するが如きを看るべし。是れ即ちコ、に著名の脱硫塔なり。余は内部の構造、機關運轉の説明を省きて、直に脱硫作用の結果を記さん。

製煉所の煤烟が烟道を通過して烟室に入るの處、及び脱硫機關を經過して烟室を出づるの處に於て、之を分拆検査しつゝあり。余は今ま鑛業所の簿冊に就きて其の一斑を左に掲げん。

脱硫試験表(三十三年一月中)

日	脱硫前の 亞硫酸量	脱硫後の 亞硫酸量	脱硫 効率
七	〇、九三	〇、七八	一六

日	脱硫前の 亞硫酸量	脱硫後の 亞硫酸量	脱硫 効率
二十日	〇、六六	〇、五五	一七
廿五日	〇、八一	〇、六八	一六
三十日	〇、七一	〇、六八	一一
平均	〇、七八	〇、六六	一五

余は先づ脱硫効率の餘りに微少にして、成績の甚だ不良なるに驚かざるを得ず。

一 昨年の事なりき。古河市兵衛氏は足尾銅山豫防工事一斑なる者を配布して、除害工事の情況と其の成績とを広く社會に披露せり。當時彼は脱硫成績に就て實に左の如く記載せり。

烟氣試験成績表(廿一年四月中七日間試験)

脱硫前の 亞硫酸量	脱硫後の 亞硫酸量	脱硫効率
〇、六九	〇、三六	四八
〇、七一	〇、四六	三五
〇、七五	〇、四一	四五
〇、七九	〇、五〇	三七
〇、七九	〇、五四	三二
〇、七七	〇、二六	六六



○、六四

○、四二

三四

平均

○、七三

○、四二

四二

此の圖表が示す所の數字中には、誤謬あるが如しと雖、鑛業者の眼目とする所は則ち、脱硫効率の成績を世に發表するに在りしや必せり。吾人は之を以て、果して誇るに足るべき好成绩となし得るや否を知らず。然れ共前後兩表を比較對照する者、誰か今日に至りて著しき悪結果を現顯しつゝあるに驚かざらんや。

抑脱硫塔設計の理由如何。是れ製煉所より噴出する毒煙の、或は散して山林果菜を害し或は凝つて雨に混し溪澗に流れ、延ひて人畜を毒するあらんことを恐るゝが爲めに非ずや。余は前掲の試験表を以て之を有識誠實の専門大家に呈し、其の果して人畜林野を毒する憂なきや否の鑑定を乞はざるべからず。

若し夫れ今日、脱硫作用の成績揚がらざるが爲めに、害を人畜林野に及ぼすものありとせば、余は之を除害工事以前に比して、却て被害範圍の廣からんことを憂ふるなり。蓋し以前は烟筒短小なりしが爲めに、毒煙の飛散する區域も從て附近の狭少部分に過ぎざりしならんと雖も、今は則ち巨大の烟塔高く中空に聳へて噴出するが故に、ヨシ

毒分子の多少稀薄となる事は是れあるにもせよ、高根風に散飛亂播するの境域は勢ひ擴張せざるべからず。而して余は現に山陰里餘を隔つる宇松木の農民が、除害工事後却て脱硫塔の噴煙の爲めに、農蠶上に害毒を蒙むるの苦情を聞知せり。是れ豈に鑛業主と監督官と、共に考慮すべき事件に非ずや。

余は最初より今日我國の學藝は、以て鑛毒豫防の効を全ふして餘あることを信ずる者なり。之を尾尾銅山の脱硫塔に徴するに若し卅一年に於ける鑛業者の報告にして信ならんには、今日遙かに劣等の成績を呈しつゝあるは、是れ即ち専門技員の恥辱にして其の責任は勿論鑛業者の負擔すべき所なり。

#### 第四項。除害命令の評論

余は既に鑛毒豫防命令書を標準として、除害工事の状況を點檢せり。然れ共彼の豫防命令なる者が、果して正確信すべきや否は、眞に疑問中の疑問と言ふべし。之を詳論するは、元より専門家の深精なる智識に倚頼するの外なしと雖も、吾人門外漢も亦た之



を常識に訴へて、容喙すべき相當區域なしと言ふべからず。是れ敢て卑見を開陳して以て、識者の研究を促かす所以なり。乞ふ左の三段に分ちて之を述へん。

- 一。命令に原由する不正確の工事。
- 二。命令書に對する概論。
- 三。命令書の缺點。

一。命令に原由する不正確の工事。

鑛業者は只だ政府の嚴命に狼狽し、規定日子の間に工事の外觀を整備して以て、鑛業停止の厄を免れんことに汲々たりしは、是れ實に當時の眞情たりしなり。其の工事の缺漏多きことは、之を推測して尙ほ餘ありと言はざるべからず。然れ共若し其の工事の不備にして命令に原由する者あらば、是れ鑛業者の罪にあらずして、即ち政府の責任なり。故に吾人は除害命令を評論するに當りて、先づ現在の工事中、果して命令に原由せる粗漏不備ありや否を檢せざるべからず。乞ふ之を左に述べん。

#### (一)。沈澱池濾過池の設計

除害命令書第五第六の兩項に於て、沈澱池濾過池の面積をば、左の如く指定せり。

- 一。本山に於ては一千二百坪以上。
- 一。小瀧に於ては一千坪以上。
- 一。通洞に於ては一千八百坪以上。

余は竊かに謂へらく、此の設計命令は、必ず各所に於ける一定時間の水量に比例して、數理上より算出したる者ならん。故に余が始めて鑛業所長狐崎氏を訪ふて諸般の質問を試むるや、此事も亦た疑問中の一たりしなり。氏笑て曰く、何を標準として算出せる設計命令なりやとの質疑に對しては、是れが返答に苦まざるべからず。我等は只た政府の命令を遵奉して之れが工事を成したるのみ。而して足下の嚴格なる質問に對しては、命令當局者も亦た恐くは答辨すること能はざるべしと。余は寧ろ其の意外なる無責任の言語に驚かざる能はざりき。然れ共是れと同時に、氏が總ての事實と事情とに向て、毫も隠蔽がましき舉動なきに感むたりき。



余が狐崎氏に導かれて工事を巡見し、ヤガて製煉所に入るや、製煉課長飯島純介氏の曰く、工事中必ず了解に苦しまるゝものあらん、而して沈澱池濾過池の面積割合の如き亦た其の一なるべしと。爰に於てか余は益々沈澱池濾過池の設計命令が、數理的標準より算出せられしものに非ることの疑念を増せり。

果して然らば、斯かる命令に服従したる鑛業主の窮状や、寧ろ憐れむべく、之を命令せる政府當局の無責任や、之を咎めざるべからず。然らば政府は當時何に依りて各池面積の割合を定めし乎。鑛業所員は曰く、足尾の地たる峻嶺迫り溪流奔り、沈澱池濾過池の如き之を設置すべき平地を得るに苦まずんばならず。當時政府の技師等にして土地の實況を踏査したる者、只だ平地を得るの難易を圖りて、便宜の設計を立てしに過ぎざらん。現に彼等も今日に至りて之を究問すれば、頭を撫して只だ苦笑するあるのみと。

此の如くにして設計したる沈澱池濾過池が、若し好成绩を得たりとせば、眞に僥倖に過ぎざるなり。故に其の設計を鄭重にし、工事を完全にし、且つ常に其作用を懈怠す

ることなくんば、沈澱濾過の効用をして更に數層の好結果を奏せしめ、以て鑛毒豫防の目的を全ふし得べきことを信せずんばならず。

### (二) 脱硫器の工事。

製煉所の噴烟をば、硫酸製造又は其他脱硫の方法を以て亞硫酸瓦斯を除却すべしとは、是除害命令の指定する所なり。而して政府は更に此大工事に向て、竣工の期限を嚴定し、命令當日より起算して、各烟突の連絡、第一區烟道は百日内に、第二區烟道及大烟突は百五十日内に成就すべしと言へり。

鑛業者は江守工學士の設計に基きて脱硫工事を速成せり。而して當時江守工學士の設計に對し、工學博士中澤岩太氏の證明したる者に曰く、若し硫酸製造の方法を以て設計しなば、工事少なくとも一年を要すと雖も、政府の命令は此の時日を寛假せず、故に該命令書の短期間に速成せんと欲せば、江守學士の設計に依ること可なりと。

余は其の工事の甚大にして竣工期日の甚少なるを思ひ、中澤博士の覺束なき保證を讀んで、脱硫作用の現状を見る時は、今日の大不成績は畢竟一時の速成を貴びたる設計不



備、工事不足の結果に外ならずして、之を救ふの學術と、之を改良する方法とは吾人の眼前に待ちつゝあることを思ふなり。

二。命令書に對する概論。

除害命令にして果して正確完全ならば、政府は只だ鑛業者に向て、命令の遵奉を嚴達して可なり、然れ共命令自身既に完全正確を缺くものあらんには、假令鑛業者が之を遵奉して、毫厘違ふ所なしとも、決して安心すること能はず。而して吾人は彼の命令書を點檢して、大に議すべきものあるを感ずるなり。

試に命令書第卅二項を看よ。余は其の竣成期間を責むること、甚だ嚴厲なりしに驚かざんばならず。

第卅二項 前掲の工事、此の命令書交付の日より起算し、左の期日内に竣工すべし。

本山沈澱池及濾過池は五十日以内。

小瀧沈澱池及濾過池は四十五日以内。

通洞沈澱池及濾過池は六百坪は三十日、殘餘は六十日、通洞に於ける泥渣堆積場は卅日。

從來の廢石及鏝の處理は六十日。

舊坑々水の處理は九十日。

本山製煉所各煙突連絡及別紙圖面第一區煙道は百日。

第二區煙道及大煙突は百五十日。

小瀧各煙突連絡及別紙圖面第一區煙道は八十日、第二區煙道及煙突は百二十日。

以上の外各所の工事は百八十日。

同じき第三十三項に於ては、該命令書交付の日より七日以内に工事に着手すべきことを命じ、第卅七項には、『此命令書の事項に違背する時は、直に鑛業を停止すべし』との制裁を付せり。

是等各種の工事が尋常、果して命令期間内に竣功し得べき者なりや否は、斯の道に明通する人士の鑑定に待たざるべからずと雖も、困難は常に工事期間の短きのみ在ら



ずして、全山の百工、一時に着手せざるべからざるに在り。思ふに當時の命令者も、今日に至りて虚心平氣に之を追懷せば、必ず其の過酷の方法たりしことを感ずるならん。然らば此の如き非常命令の發せられたる理由は何ぞや。二十九年の秋霖は渡良瀬沿岸をして毒水氾濫の底に沈没せしめ、被害地人民は老若相携へて大舉都門に薄り來るあり、而して若し來らんとする秋季に於て、再び霖雨洪水の災あらんには、何等の變事出來せんも亦た豫知すべからざりしなり。爰に於てか三十年の三月、時の内閣は急に鑛毒調査委員會なる者を新設し、五月を以て直に除害命令を制して之を鑛業主に嚴達せり。其の竣工時間の短期酷烈なりしは、畢竟秋霖前に於て、其の土工を成了せしめんと欲せしが爲めならん。

余は古河市兵衛氏が此の峻令に服従し、非常命令に應ずるに非常方法を以てし、兎に角命令書の工事を形づくれる事を以て、之を我國民の體面の爲めに喜ばずんばならず。若し古河氏にして躊躇逡巡、期間早くも過ぎて工事成を告げざりしならんには、政府は命令の明文に従て、直に鑛業の停止を執行せざるべからざりしなり。

勿論、余は億萬金を輕しとして、一人命を重んずる者なり。然れ共余は採鑛冶金の術をして、精妙巧緻ならしめたる我國の學問は、是れより生ずる鑛毒を豫防するの方策に於ても、亦た同一程度に具備充足し得べきことを確信せずんばならず。既往二十年來足尾山上の鑛毒をして、渡良瀬河畔に其悪力を逞ふせしめたるは、是れ啻だに鑛業主古河氏の罪のみならずして、實は政府に於て政務怠慢の責を逃るゝこと能はざりしなり。

三十年の政府が急に發したる除害工事の嚴令は、當時窮迫の事情、之を諒せざるべからずと雖も、若し古河氏にして其の力、此の嚴令に應ずること能はず、政府終に鑛業停止の命を下ださるべからざりしと假定せよ。是れ内外に向て鑛毒豫防の道なきを表白すると一般にして、豈に我國學藝の大恥辱に非ずや。

加之、若し彼の命令にして尋常方法の得て應ずる所に非るが爲めに、鑛業主も是非なく之を辭したりと假定せよ。人もし之を目して、政府は渡良瀬沿岸人民の示威に狼狽し、彼等人民の言を容れて鑛業を停止せんが爲めに、強て難題を鑛業者に持ち掛け、



以て己れ停止の責を免れんと欲したるに過ぎずと推論臆評するものあるも、當時の政府は殆ど是れが辯護の辭柄なかるべきなり。

彼の鑛毒調査會は、實に此の如き境遇の下に急設せられしなり。彼の除害命令書は、實に此の如き事情の間に速綴せられしなり。而して此の窮迫の事情と境遇とは、先づ吾人をして優に其の命令設計の到底完備せる者に非ることを推測せしむ。

### 三。命令書の缺點

除害命令の完全ならざりしことに就き、事實を擧げて少しく之を證明せん。

#### (一)。命令ありて設計なし。

急迫の大工事を嚴命するに當りては、其設計を指示するを以て、適當なる職務と言はざるべからず。然るに鑛毒豫防命令に在りては、命令書中設計の文字ありて、其實全く是れなかりし者あり。命令書第卅二項中に、『本山製煉所各煙突及別紙圖面第一區煙道』の文字あり。余は是れに依りて、彼の煙道及び脫硫塔の工事は、政府豫め是れが設計を爲して、鑛業者に附與したる者ならんと思ひしなり。然るに其實、所謂別紙圖

面なる者は最初より存在せず、是れが爲めに工事責任者は現場に臨み、口頭を以て工事の指揮を爲せりと云ふ。是れ政府が無責任の誹を免ること能はざる所なり。

#### (二)。學理的設計に非ず。

彼の豫防命令は我國に在りて未曾有の事件にして、將來の先例たるべき者なれば、政府も之を鄭重にして、新學藝の應用を全ふすべき責任あり。然るに余が前きに指摘したるが如く、彼の工事中の主要部なる沈澱濾過の設計命令が、毫も學理的標準に據るに非ずして、一に地面の情況に察して面積を算出したる等、全然俗漢たも且つ爲さざる所の指令を取てするに至ては、政府の信用なるもの果して何所にか在る。

#### (三)。霖雨洪水の設備を缺く。

余を以て之を看れば、既往に於ける渡良瀬沿岸の鑛毒被害なる者は、日常用水の結果たること疑なしと雖も、秋霖洪水の堤防を破り、田野を浸し悪水一時に汎濫して、毒土永遠に殘積すること、亦た實に至大原因たらずんばあらず。故に除害命令の要は、只だ平素に於ける撰鑛製煉の事のみならずして、非常洪水時の豫防を具備せざるべか



らず。而して余は彼の命令が此點に於て、全然歎如たるを見るなり。

命令書第廿四項に曰く、

總て掛樋又は溝渠は豫め一定の水量を計り、漏洩汎溢の恐なき様充分の設備を爲すべし。

所謂『一定の水量』とは何ぞや。平時の水量は一定の水量に非るなり。然らば一年統計の平均數を取つて、之を一定の水量と言ふべきや。若し年内の平均水量を標準として、樋道溝渠の設計を成さんには、余は其の霖雨洪水の時に於て、必ず破壊放溢の難あるを信ずるなり。故に掛樋溝渠の設計は、數年間の統計に徴して、最多雨量時の水量に適すべく經營せざるべからず。而して余は此の意思が、果して命令書に含蓄せらるゝや、將た現在の工事が、果して此の意思に依りて經營せられしや、大に疑はざるべからざるなり。

加之、命令書が第十七、第十八兩項の廢石堆積場に於ける、場外雨水の浸入を防止すべき溝渠隧道の設計さへ、堆積場内なる雨水處置の方法なきが爲めに、併せて全然之

を廢止し、政府また之に認諾を與へしことは、余が既に記述したる所なり。廢石堆積場裡の雨水處置法なくんば、須く之を考案すべきは、政府と鑛業主との連帶責任なり。是れなきが爲めに外來雨水の防止をも、共に之を顧みずと言ふに至ては、豈に亂暴不論理の極に非ずや。

現に小瀧の沈澱池濾過池が、三十一年の出水の爲めに決潰流失したりしを看よ。是れ豈に政府と鑛業主と共に、霖雨出水の一事を念頭に置かざるより來れる過失の明證に非ずや。若し夫れ霖雨出水を以て、非常の天災にして人爲の以て如何ともすべからざる者と言はんか。是れ霖雨出水が年々歳々の常事なることを悟らざるの過なり。千百歳稀有の變事と、年々歳々の常事とは、決して之を同一視すべきものに非ず。

### 第五項。鑛毒豫防の調査。

以上叙述したるが如く、彼の除害命令なる者は、窮迫なる事情の下に、短時間の調査を終へて草々發布したる者にして、其の内容にも多くの缺點を包藏する不完全の者な



り。故に政府は之に依て、最早鑛毒氾濫の恐なしと安堵すべからず。

鑛業主も、『其期日が元來不能爲的に短急なるが上に、天候の爲め時日を奪ひ去らるゝの危険を冒かさざるべからず』と不平を訴へしが如く、其の工事の到底不完全を免れざるが上に、爾後實際の除害作用に怠慢粗漏の現行あれば、決して再び加害の憂なしと主張すること能はざるなり。豫防工事の爲めに百萬圓を消費したりとは、是れ古河市兵衛氏の公言する所なり。或は然らん。然りと雖も工事の實價は、其の三分一にも當らざるべし。其の案外なる巨額を費消したるは、命令過酷非常經營の致す所にして、若し尋常に之を設計しなば、遙かに少額の費用を以て、遙かに完備なる工事を成し得べきなり。豫防工事豈に驚くに足らんや。

然れ共余は爰に一事の論破を要するものあり。世人は往々此の鑛毒問題を以て、渡良瀬河岸多數の農民と、古河市兵衛一個人との利害問題と断定するが如し。是れ感情上の誤謬にして、延て此の問題の解釋をして徒らに困難ならしむ。

若し夫れ渡良瀬沿岸民衆の爲に、強て喧嘩の相手を求めなば、豈に市兵衛一老夫のみ

ならんや。鑛業所に依て生活する、足尾附近の住民商家等は暫く措き、純ら銅山に依て其の生命を支ふる者は、所員と坑夫と其家族とを合せて一萬六千五百に上ほれり。鑛業の停止は直に被害の荒地をして、蜜流れ乳滴ることを得せしむるに非ずして、偶々一方山中に於て、男女老若一萬六千の餓鬼を生み出だすに過ぎず。頭數によりて是非の采配を上げんと欲するは、是れ人道の眞義に非ず。只だ鑛毒氾濫の害なき保證にして確かならば、渡良瀬沿岸の農民も亦た奮勵以て既往の損害を回復すべく、鋤犁を採て荒野に立ち出でん。只だ彼等が今日未だ安堵すること能はざる所以のものは、鑛毒豫防の道果して安固なりとの保證立たざるに在りて、而して此の疑惑の相當理由あることは、余の縷述したる所の如し。

故に此際政府は除害問題として、左の講究調査を怠るべからず。

- 一。三十年命令の缺點を補足すべし。
- 二。除害工事の缺點を補足すべし。
- 三。除害作用を監督勵行すべし。



而して余が特に希望する所の者は、斯道専門の學者大家が其の蘊蓄を吐きて、誠實熱心に之を翼けんことに在るなり。余は我國學藝の進歩を信ず。鑛毒問題をして永く社會國家を苦しましむるは、是れ豈に斯道専門家の大耻辱に非ずや。

## 第貳章 渡良瀬河岸

吾人は既に足尾銅山に就て研究し、更らに執るべき今後の方法をも講したり。然れ共所謂鑛毒問題なる者は、單に是れのみを以て解釋されたりと思ふべからず。看よ、渡良瀬沿岸には鑛毒の浸潤によりて、不毛の死地と化せる渺茫たる田野の横はり居るに非ずや。産を失ひ業を奪はれて飢餓に迫れる數十萬の男女が、之を訴ふるの所なくして、空しく晏天に號泣しつゝあるに非ずや。免租の小恩は却て公民の大權を剝きて、自治制度の廢滅に終はり、立憲政治の下に於て、別個無告の怪天地を現出したるに非ずや。是れ皆な足尾銅山流毒の結果にして、管々に鑛業者一個の罪のみならず、是れが豫防監督の職を怠たれるの責は、政府の到底之を辯護し得る所に非ず。故に政府は豫防の設計を盡くして、之を今後に保護すると同時に、また既往の罪責に對して、必ず之れが賠償の道を講せざるべからず。

今日、渡良瀬沿岸の被害人民が希望しつゝある所の救済の方法如何。彼等は大聲聯



呼して『鑛業停止』を絶叫しつゝあり。時に箕笠糧を包み、大舉直に都門に迫らんとす。人若し卒然、此の叫聲を聞き、此の行動を見るあらは、恐らくは必ず之を指して一隊の頑冥暴民と蔑視し去るならん。然り、今の政府も現に其の如く思ひ居るなり。世上の同胞中にも亦た其の如く誤解し居る者、決して勘なしと言ふべからず。誠に只だ彼等の言行を一瞥せば、尋常軌道の外に逸する者ありと雖も、更らに彼等をして此の如き軌道外の言行に走らしめたる所以を考ふれば、誰か一片の同情を彼等に寄與し、進で政府の冷淡と社會の無情とを叱責せざるあらんや。若し事實の真相を理會し、責任の歸する所を明かにし、以て根本的解釋を此の疑問に與へんと欲せば、先づ鑛毒問題の歴史を尋究するに如かざるなり。

### 第一項 鑛毒問題史第一期

渡良瀬沿岸の人民が、足尾銅山の流毒に困めるや、其の日久しと謂ふべし。而して彼等遂に其弊に堪へず、一千餘名の連署を以て、一篇の請願書を政府に提出し、以て是

れが救済の道を哀求したるは、則ち明治廿四年の十二月とす。彼等は初めより、徒らに鑛業の停止を強要するばかり頑愚の民にはあらざるなり。彼等は靜かに具陳して曰く、『鑛毒除害の道を講せよ、然らざれば寧ろ鑛業を停止せよ』。是れ即ち國法が明記する所の條項なり。彼等は只だ國法に準したる行政處分を以て政府に求めしのみ。豈に當然の要求に非ずや。

是と同時に代議士田中正造氏は、『足尾銅山鑛毒加害の儀に付質問書』を提出し、

- 一。數年政府の之を緩慢に付し去る理由如何。
  - 二。既往の損害に對する救治の方法如何。
  - 三。將來の損害に於ける防遏の手段如何。
- の三點に分ちて、政府の答辯を促がせり。

然るに第二期の議會は、其月の廿九日を以て解散せられ、時の農商務大臣陸奥宗光氏は、議會解散後を以て其答辯書を公にせり、其要領は左の如し。

- 一。群馬栃木兩縣下渡良瀬沿岸の耕地に被害あるは事實なれども、被害の原因確實



ならず。

一〇 右被害の原因に就ては目下各専門家の試験調査中なり。

三〇 鑛業人は成し得べき豫防を実施し、獨米より粉鑛採聚器を購求して、一層鑛物の流出防止の準備をなせり。

此答辯書を檢するに、渡良瀬河岸の被害が、足尾流毒の結果ならずと斷言し能はざることは、答辯書第三項によりて明かなり。然れ共其の眞因未だ明白ならずして、専門學者の試験中なりと言ふを以て、一時質問の鋒を避けたること其要旨なりき。

吾人は陸奥氏の爲めに、二箇の不幸なる事情ありしことを思はずんはあらず。陸奥氏が鑛業人古河市兵衛氏と姻戚の關係あること其一なり。此の答辯書を議場に提出するに及ばずして、議會の解散せられしこと其二なり。姻戚の關係は、陸奥氏が鑛業人を庇護するならずやとの嫌疑を高かめ、議會解散後の答辯は、之を機として俄かに答書を認め、以て責任を逃れしに非ずやとの疑惑を招きたればなり。吾人は故人となれる陸奥氏に對し其當時の心狀を推摩するを欲せざるなり。然れ共世人は正に此の疑心を蓄

へ、被害地人民が之によりて激昂したりしは、明白の事實なりき。

### 第二項。鑛毒問題史第二期。

第二議會の解散に次て廿五年の春、政府干涉の下に於て、流血殺傷の裡に總選舉は行はれ、第三議會は、官民大反目の間に召集せられき。而して劇烈なる政府の干涉に打ち勝つて再選し來れる田中正造氏は、曩日陸奥前農相の答辯書を捉へて、更らに鑛毒事件に關する第二の質問を試みたり。

是れより先き、試験調査に従事したる各専門家の報告書は、公にせられたり。

大學教授丹波敬三氏の報告中に曰、「……田圃被害の原因は、土質中に存する毒にして、其毒は足尾銅山にありと云ふを憚らざるなり……」。

又た農科大學の報告中に曰く、「……渡良瀬川の河底に沈澱する淤泥は、植物に有害なる物質を含有し、被害地の有害物を含有する所以は、此淤泥、洪水汎濫の際田圃に澱渣若くは流入せしに因ること明にして、足尾銅山工業所排水の渡良瀬川に入るもの、



有害物を含有すること亦た事實なり……』。

抑も田中代議士が第二議會に於ける第一の質問に對し、時の政府が答辯せる所の者は則ち、渡良瀬沿岸耕地の被害は、其原因未だ明白ならずして、今や其の試験調査中なりと言ふに在りき。而して其の調査既に完了し、被害の原因が足尾銅山の流毒に在ること愈々明白となれるに於ては、政府は當然の職務として是れが善後の方策を講ぜざるべからざるなり。

鑛業條例第五十九條に曰く、『鑛業上に危険の虞あり、又は公益を害すと認むる時は、所轄監督署長は鑛業人に其豫防を命じ、又は鑛業を停止すべし』と。故に此の時政府の執るべき方法は、直に鑛業の停止を命するか、然らざれば周密なる豫防の命令を發するか、二者其一に出でざるべからざりしなり。

然るに政府の執る所、此に出でず。言を左右に托して、一時の責任を逃れんと欲せり。試に時の農商務大臣河野敏鎌氏の答辯書を見よ。曰く

一。足尾の鑛毒が渡良瀬河岸被害の一原因たることは、試験の結果に依りて之を認

めたりと雖も、此被害たる、公共の安寧を危殆ならしむる如き性質を有せず、其損害の程度は鑛業を停止するに至らず。

二。既往の損害は行政官たる者、何等の處分をなすべき職權なし。

三。將來豫防の爲め、鑛業人は粉鑛採集器設置の準備中なり。

四。鑛業人は、上野國待矢場兩堰水利土功會と契約し、自費を以て兩堰水門内に沈澱場を設け、時々之を浚渫すべき準備中なり。

政府若し流毒の程度、未だ以て鑛業停止を命するまでに至らずと認定せしならんには、必ず流毒豫防の法を立てざるべからざるなり。所謂粉鑛採集器なる者は、今も尙ほ銅山撰鑛所内に廻轉しつゝあり。而して其の流毒豫防の具に非ざること明かなるに、時の政府若し眞に之を以て流毒豫防の効力ありと信ぜしならば、是れ技術官が虚妄の報告に基けるならずんば、則ち人民の無識を蔑視して一時の難を瞞過せんと欲せしならん。而して二三水門に於ける沈澱作用は、以て渡良瀬全川の流毒を如何ともするに由なし。故に答辯書中第三、第四兩項の如きは、毫も政府が負へる豫防の職務に協ふものに非



ザ。加之既往の損害に對しては、行政官は處分の職權なしと言ふに至ては、冷淡無情、誰か之を憤慨せざらんや。况んや被害地人民に於てをや。當時其の怨恨激昂の情、眞に察すべきなり。

### 第三項。鑛毒問題史第三期。

從來の事迹を案し來る時、吾人は直に政府を目して、故意に鑛業者の私利を庇護せん爲めに、渡良瀬沿岸の慘狀を觀過せりと言ふを欲せずと雖も、民衆の利福を尊重せず、當然の職務を懈怠せるが爲めに、遂にヒタスラ鑛業者一個の私利をのみ保護するに至れることは、敢て斷言し得る所なり。然れ共渡良瀬沿岸被害の原因にして、足尾銅山の流毒に在ること證明せられ、河岸の人民益々囂々として、世論漸く之に注意し來れるが爲めに、政府また永く袖手沈黙すべからず。爰に於てか政府は、被害地人民の口舌を縛して、復た鑛毒問題を訴ふるることなからしめんと企てぬ。

看よ、是れより先き古河市兵衛氏は、被害地人民に向て示談の方略を講したり。而して之れが爲めに周旋奔走したるものは、則ち縣知事以下大小官吏たりしなり。吾人は鑛業者が被害地人民に向て示談せんと欲するを看て、毫も之を異とせざるなり。然れ共地方の官吏にして多數人民の被害の慘狀を顧みず、鑛業者の利益の爲めに示談の周旋に奔走し、官職の權威を濫用して、無智の民衆を壓服せんとするに至ては、是れ何等の暴政ぞや。吾人は之を以て單に地方官吏一個の發意に非ずして、實に中央政府の内命に出でたる者なることを信せざるべからず。事情既に此の如し。何等の詭辯を以てするも、最早や政府の罪惡を回護すること能はざるなり。試に斯くして締結せられたる示談契約書を見よ。一に鑛業者の利益を保護せんが爲めに些少の金錢を以て、被害地人民の口を掩はんと欲せしに過ぎざることは、推測し得て餘あるなり。

### 契約書

下野國上都賀郡足尾に於て古河市兵衛所營の銅山より流出する粉鑛に就き、渡良瀬川沿岸町村に加害有之に付、今般仲裁人立入其扱に任し、梁田郡久野村人民より正



當なる手續を盡し、委任を附托せられたる總代稻村忠藏外十二名と、古河市兵衛との間に、熟議契約をなす左の如し。

第一條。古河市兵衛は粉鑛の流出を防かん爲め、明治廿六年六月三十日を期し、精巧なる粉鑛採聚器を足尾銅山工場に設置する事。

第二條。古河市兵衛に於ては、仲裁人の取扱に任せ、徳義上示談金として、左の如く支出するものとす。

第一項 金三百拾九圓六拾壹錢九厘。

是は本件の爲め要したる失費に充つ。

第二項 金五千圓。

是は久野村關係地へ配當。

第三項 金貳千貳百圓。

是は水防費として、明治廿六年十月三十日、全廿七年四月三十日の兩期に、半額宛支出するものとす。

第四項 第一、第二兩項の金額は、即時之を支拂ふ事。

第五項 第三項の金額は、難止支障を生じ水防工事遂工に至らざる時は、更に是を該村關係地へ配分するものとす。

第三條 前條の金圓を古河市兵衛より支拂ひたるに付ては、明治廿九年六月三十日迄は、粉鑛採聚器實効試験中の期限とし、契約人は何等の苦情を唱ふるを得ざるは勿論、其他行政及司法の處分を乞ふが如き事は一切爲さるべし。

第四條 明治廿九年六月卅日以降に至り、粉鑛採聚器其効を奏したる時は、此契約は終尾とし、互に和親睦合すべし。

第五條 前條の粉鑛採聚器萬一にも奏効を見ざる時は、更に明治廿六年七月より起算し、猶將來に付臨機の協議を遂げ、別段の約定を爲す事。

第六條。古河市兵衛は渡良瀬川の原流に連る諸山の立木を伐採することあるも、該水源涵養を害せざることを勉め、伐採跡へ苗木植付を怠らざる事。

第七條 此關係ある地を、異日他に賣買讓與するものある時は、必ず是の契約ある



ことを買受人又は讓受人に承諾せしめたる上、其手續をなすべし。且古河市兵衛が鑛山所營名義を變換したる時も亦た同じ。

但本文承諾の手續を爲さずして賣買讓與したるものは、買受人又は讓受人より何等の申出あるも、古河市兵衛及關係者は一切關係せざるは勿論、此契約者は連帶責任として埒明可申事。

第八條。關係地の區域は、別紙圖面及明細書を以て之を證明す。

第九條。此契約書は二通を作り、互に取換せ置く者なり。前條々の如く示談行届候上は、互に親睦を主とし、將來異變なき爲め一同連署候也。

明治廿五年八月

彼等が示談の條件は、則ち皆な此の例なりき。

吾人は此の示談書を一讀して、先づ其の契約の根底に於て事實の誤謬あることを發見す。試に見よ、此の契約書は銅山より流下する粉鑛を以て、鑛毒の原因となせり。故に粉鑛採聚器の据付けを以て、鑛毒除却の方法と斷定し、之を骨子として締結したる者に

非ずや。然れ共鑛毒の成分は他に在りて、粉鑛は其の一分子に過ぎざるなり。假令完全無缺の粉鑛採聚器を設くるとも、銅山の流毒が依然として變はらざるべきは明白の事實なり。政府若し此の事實を知らずして、是れか示談に幹旋したりとせば、不明の罪之を逃るべからず。若し之を知りて尙ほ且つ、地方官吏を使用したりとせば、是れ豈に政府自ら詐欺の大惡を公行したる者に非ずや。而して無智矇昧なる被害地人民の中には或は、政府の僞言に信用を置き、或は官吏の壓制に恐を抱き、或は些少の金錢に心を奪はれて、果敢なくも斯かる非道の契約書に承諾を與へたり。

示談契約によりて被害地人民の口を緘し、以て鑛毒問題を暗黒裡に埋沒せんとするの奸計は政府の引き續き奨励したる所にして、明治三十年の初めに至て、尙ほ之を密行せり。而して政府が此の陰險手段を講じたるの眞意は、則ち間もなく證明せられたり。即ち明治三十年二月、田中正造氏が依りて鑛毒事件の質問書を提出するや、政府は三月十八日、内務大臣伯爵樺山資紀農商務大臣子爵榎本武揚兩氏の連名を以て、答辯書を送り來れり。此の答辯こそ政府の肺腑を透見すべき偏強の資料なれ。曰く、



『栃木縣上都賀郡足尾銅山鑛毒事件は、明治二十三年以來數回の調査に依り、渡良瀬川沿岸地に鑛毒含有の結果を得たり。而して明治廿五年に至り、鑛業人は仲裁人の扱に任し、正當なる委任を附托せられたる沿岸町村被害人民總代との間に熟議契約をなし、其正條に基き、被害者に對して德義上示談金を支出し、且明治廿六年七月より、全廿九年六月三十日までを以て、粉鑛採聚器實効試験中の期限とし其期間は契約人民に於て何等の苦情を唱ふるを得ざるは勿論、其他行政及司法の處分を請ふが如きことは、一切爲さるることを鑛業人と契約し、其局を結びたり』。又た曰く、

『群馬縣邑樂郡渡良瀬村外數村人民よりは明治廿四年中鑛毒除害に關する請願書を提出したりと雖も明治二十五年七月中第一に記載したる契約を鑛業人と締結し、其請願事項に對し示談整いたるに依り、政府は之が處分を爲さざりしなり』、

政府は此の如く鑛毒問題を以て、政府の責任より放擲しつゝ、更らに曰く、

『尙ほ鑛毒等より生じたる町村共有地の損害は、第一に記載したる契約第五條に依

り、更に明治二十六年七月より起算し、猶將來に付臨機の協議を遂げ、別段の約定を爲すか、若くは民法上自ら救済の途あるあれば、之に依るの外なかるべし』文中所謂『契約第五條』とは則ち前きに掲げたる示談契約書のことなり。吾人は之に依りて彼の示談契約書は實に政府の意思より出て、政府は則ち鑛毒問題を政治壇上より驅逐して、鑛業者と人民との民法的關係に一任せんと欲したるの明證を得たり。

夫れ鑛毒被害の地域は、日に其の廣きを加へ、人民の困窮瞬々に増すの時に當り、政府の啗に冷淡なるのみならず、却て悪計を回らすこと實に此の如し。吾人は此際須く身を被害地人民の地位に置きて、熟考する所なかるべからず。

看よ、政府既に鑛業者を監督して、其の流毒を豫防するの眞意なく、却て被害地人民を欺騙瞞着して、之を鑛業者庇護の器械となさんとす。而して鑛毒の蔓延日に月に甚しくして、寸時も捨て置くべからざるなり。此の危機に臨むで、此の窮境より人民を救ふの道は、只だ銅坑を封鎖するに在り。然り。鑛業者が目的とする所は、只だ此の銅坑なり。政府が鑛業者を庇護せんと欲するも、亦た只だ此の銅坑あればなり。爰に



於てか渡良瀬沿岸の人民は、最後の方策を執つて、『鑛業停止』を絶叫することゝなりぬ。鑛業停止の要求を目して、奇劇暴舉と言ふこと勿れ。彼等は最初より、鑛業停止を要求したるに非るなり。彼等は勢ひ之を強求せざるべからざるの境遇に陥れるなり。而して彼等を驅つて此の窮境に陥らしめたる者は、則ち政府の悪政なり。

#### 第四項 鑛毒問題史第四期

斯かる間に明治廿九年の大洪水は來れり。渡良瀬沿岸の人民は。毒浪の中に漂へり。明治三十年に至りて田中代議士は質問せり。之に對して政府が回送せる答辯書なる者は、則ち吾人が前項に於て點檢せる、内務農商務兩大臣が連名せる所の者は是れなり。此の冷淡無責任なる答辯書は、三月十八日を以て公表せられたり。爰に於てか被害地人民は、憤慨措く能はず、越へて廿三日、決死袂を連ねて上京の途に就かんとせり。警報一たび飛來して政府又た駭然、即ち翌廿四日を以て、俄かに鑛毒調査會を設くることゝなれり。

鑛毒調査會は、實に此の如き窮迫の時機を以て設置せられしなり。若し被害地人民の決死の運動なかりせば、吾人は決して此の調査會すら設けらるゝこと能はざりしを信するなり。而して當時の内閣が大隈松方兩伯の聯合より成り、民間の政治家入つて政府の要地に在りし事情は、被害地人民の爲めに頗る有益なりしことを思はずんばあらず。若し既往の政府たりしならんには、人民の決死運動も只だ憲兵巡查等の銃劍に壓せられ、多くの人民空しく縲綽の辱を蒙りて、曾て一毛の利する所なきに終はりしならん。

其年の五月廿七日、彼の鑛毒豫防命令は始めて出でぬ。

然れ共其の命令の粗漏不備なる事は、吾人が既に前章に論じたる所なり。而して當時の政府は、只だ足尾銅山に對して、將來の流毒を豫防するの一事を講じたるに過ぎず。既往の鑛毒にして現に其の害惡を及ぼしつゝある者を如何にすべき乎、渡良瀬沿岸の被害人民を如何にすべき乎の問題に至ては、曾て一顧だに與へざりき。是れ政府の大曠職にして、被害人民の今に至りて哀泣救済を求むるは、理の當然と言ふべきなり。



今日は則ち鑛毒問題史の第五期なり。庶幾くは此の時期をして、十年繼續の疑問を解釋し了らしめよ。

### 第三章。鑛毒問題の切迫。

初め政府は鑛毒問題を避けて、手を觸るゝだに尙ほ且つ之を忌みたりき。然れ共危機の切迫は遂に此の怠慢なる政府をして、三十年に至て除害命令を發するの已むべからざるに至らしめぬ。政府が執るべき當然の職務は、除外命令の一事を以て盡くしたりと言ふべからず。渡良瀬の河身を改造して、沈澱せる舊毒を浚渫せざるべからざるなり。足尾の山林を培植して、雨水を蓄藏し、以て洪水の氾濫を防がざるべからざるなり。而して其の最も重大なる問題は、則ち二十年來の被害地に向て、救済の道を講ずる事なり。然るに政府は、只だ僅かに植林の一事に手を觸れしに過ぎず。他の是れよりも更らに遙に急要にして重大なる問題に對しては、毫も顧る所あらざるなり。是れ豈に曠職の甚しきものに非ずや。

除害命令の不備に就ては、吾人既に論議する所ありき。故に吾人は目下切迫せる他の問題に就て、政府及び國民の注意を惹起せんと欲す。



## 第一項 毒川の浚渫

六一

鑛山流毒の害は、之を將來に豫防し得べしとするも、渡良瀬河身に沈留する既往の鑛毒にして除却されずんば、未だ以て鑛毒問題の終了を告げざるなり。先きに政府の鑛業者に向て豫防工事を命ずるや、之と同時に渡良瀬河身改良の事業も亦た計畫せられしなり。今日鑛毒被害地を巡視する者は、必ず河川測量の舊標を見るならん。然れ共工事は未だ曾て着手せられざるなり。吾人は何が故に政府が此の職務を曠ふするやを疑はざるを得ず。

試に明治三十一年の洪水を看よ。小瀧坑に於ける沈澱池濾過池は現に流失せり。廢石滓渣を押し流して、源流に埋めたるも亦た必ず是れあらん。故に吾人は此の時に於て、新鑛毒の流下汎濫したる者あることを疑はずと雖も、更らに是れよりも甚しきは則ち、河身に沈滞せる舊毒の攪亂放溢したるに在らんを信ずるなり。吾人は渡良瀬沿岸の舊來洪水地たることを思ふものなり。洪水の難は今後も亦た決して之を免るること

能はざるべし。故に河身の舊毒を浚渫するに非ずんば、假令鑛業者の豫防工事は完成すとも、沿岸の鑛毒被害は依然たらん。是れ豈に俚諺に所謂『頭隠して尻かくさぬ』ものに非ずや。

吾人は往々傳聞すらく、政府の吏屬間には、一小渡良瀬の川流の爲めに特に巨費を抛ち、大工事を營むの愚を唱ふる者ありと。是れ大謬見と謂ふべし。

抑も山林濫伐、河身埋没、洪水氾濫の數事は相聯繫せる弊害にして、是れ實に明治新政來日本全國に於ける普通問題なり。故に若し渡良瀬河畔の被害にして、單に洪水より來れる者なりとせば、沿岸人民は特に苦情を訴ふべき理由なく、政府は大小緩急を量りて治水事業の方計を立てざるべからず。然れ共渡良瀬沿岸の問題は、『洪水問題』に非ずして、『鑛毒問題』なり。是れ全國普通の問題に非ずして、渡良瀬沿岸特殊の問題なり。如何んぞ之を等閑に付し去るべけんや。

加之、是れ特に立法を要する事業に非ずして、既定の法律に従て設計すべき行政官の職分に屬せり。新たに發案を要するに非ずして、三十年の政府が企圖せる所の者を紹



きて、之を完成せば則ち可なり。只だ今日に於て考ふべき問題は、前年案出せる河身改良費一千三百萬圓は、之を完成するに足るや否に在り。要するに經費は工事に依りて割り出すべきものなり。而して工事の設計は、之を斯道専門家の智能に依頼せざるべからず。

而して渡良瀬河身改良の經費は、鑛業者古河市兵衛氏に於て大に之を負擔せざるべからず。是れ啻に道義上の問題のみならずして。國法の命令する所なればなり。

河川法第三十一條 營業の結果に因り、特に河川に關する工事の必要を生ぜしむるものある時は、其營業者をして其費用の一部を負擔せしむることを得。

若し河川法をして、空しく一死文に屬せしめざらんと欲せば、足尾鑛毒問題を措きて、また何處にか活用の地を求めんと欲するや、『急々如律令』是れ即ち政府の職分なり。

## 第二項。砂防及び造林。

足尾の山たるや絶壁、空に傾きて、危巖將に墜ちんとし、一帶の清流深く溪澗を縫ふ

て奔下す。全山只だ砂石の磊々たるのみ、曾て一樹半枝の目を遮るあるなし。秋風しきりに雲を送りて、冷雨久しく山陰を浸すの候を想像する者、誰れか峯頭山腹の砂石一時に洗ひ去られて、急奔直下以て渡良瀬沿岸の洪水となり、以て年々歳々河身を埋没することを恐れざらんや。

然れ共余は此の岩石突兀たる秃峰を打ち眺めて、左まで失望するに足らざることを感じたり。何となれば是れ天賦の緒山に非ざればなり。

看よ、斷崖絶壁の間には大樹巨木の殘根點在するに非ずや。造化は曾て此の奇峰怪巖を飾るに、青松蒼杉の類を以てし、苔蘚其床に敷かれ、葛蔓其間に纏綿たりしなり。後人只だ利を是れ貪りて、造化の心を解すると能はず、徒らに之を濫伐するを知りて、之を培栽することを顯みざりき。古松老杉伐り盡くされて、春草夏苔また生せず、秋霖忽ちに土皮を流がし去り、積雪融くるに従つて徐ろに殘膏を洗ひ了れり。詩人畫客は野郎樵夫の無情に浩歎し、而して渡良瀬沿岸の農民は今や毒流の汎濫に悲鳴するなり。



何處の河岸が洪水の災なからんや。余は渡良瀬の川流を上下し、其の兩側に高き長堤の築かれたるを見て、此地また古來洪水の多きを推思せり。

然れ共一たび足尾に上ぼりて水源森林の濫伐せられ、山相崩壊の慘狀を目撃するに及びては、是れが爲めに如何に近年洪水の災害を増加したらんかを想像せり。

山林の濫伐、水害の増加は是れ日本普通の狀態なりと雖も、渡良瀬沿岸の土地と人民とは、其の源流に於て大鑛業所を有てり。故に何時如何なる大雨洪水の鑛業地をさへ襲撃し、下流の土地と民衆とをして其の害毒の底に沈没せしめんも知るべからず。非常の天災は之を如何ともすべからずと雖も、日進の學藝と文明の利器とを應用し、智能の限を盡くして人爲の職分を全ふするは、國家本然の義務に非ずや。

砂防工事は則ち目前切迫の急務なり。而して造林によりて水源を保安するは、則ち將來永年の大計なり。

吾人は政府と鑛業者とが今日、砂防造林の事務に向て全く忘れりと言ふに非ず。然れ共是れ實に除害工事に密接の關係ある切要事業なるが故に、巨費を抛つて速かに安全

の保證を將來に立てんことを促がさるべからざるなり。

足尾の山は決して天然の兀山にてはあらざりしなり。是れが造林は則ち荒廢を恢復する所以にして、而して其の目的は初めより保安林の育成に在るべきなり。

試に森林法を繕きて、其の保安林の種類を看よ。

- 一、土砂崩流出の防備に必要な箇所。
- 二、飛砂の防備に必要な箇所。
- 三、水害、風害、潮害の防備に必要な箇所。
- 四、積雪、墜石の危険を防止するに必要な箇所。
- 五、水源の涵養に必要な箇所。
- 六、魚附に必要な箇所。
- 七、航行の目標に必要な箇所。
- 八、公衆の衛生に必要な箇所。
- 九、社寺、名所又は舊跡の風致に必要な箇所。



こゝに一ある以て保安林となすべきなり。况んや足尾の山に在りては、土砂壞崩流出の防備に必要なり。水害の防備に必要なり。墜石の危険を防止するに必要なり。水源の涵養に必要なり。而して公衆の衛生に必要なるに於てをや。政府は決して是れが督勵を怠るべからざるなり。

### 第三項。被害地問題。

今や吾人は解釋を要すべき最後の大問題に到着せり。被害地に對する善後策即ち是れなり、

#### 一、政府の免租處分を論ず

被害地の善後策として、政府の計畫せる所の者ありや。先きに明治三十年、政府は被害地に對して免租の命令を發したり。是れ臨機の假處分にして、決して善後策とし視るべき者に非ず。然れ共吾人は今自ら可なりと信ずる所の者を叙述するに當り、先づ少しく免租處分に就て評論する所あらんとす。免租の假處分を受けたる者に三種あり

一、渡良瀬川を引きて田用水となす者。

二、渡良瀬川の逆流の爲めに鑛毒の餘波を受けたる枝流を用水となす者。

三、廿九年渡良瀬川の洪水に浸されし者。

免租期限の長短も、此の類別によりて互に差違あり。故に呼で被害地と言ふと雖も、劇甚なる者と輕微なる者との區別を明にせざるべからず。

此の免租處分によりて國庫は年々三十萬圓の收入を減少せり。然れ共其の政治上に於ける國民の損害は更らに／＼大なる者あり。試に之を衆議院議員の選舉權に徴せんか、是れが爲めに渡良瀬沿岸に於ける有權者に著しき減少を看たり。今ま左に免租前後の比較表を掲げん。

郡名	免租前選舉 有權者數	免租後選舉 有權者數
足利	八二六	三九九
山田	六八八	二六四
新田	一、〇七五	四六一



邑樂

九四六

一五六

安蘇

七八九

七六三

轉じて町村自治制の上に蒙られる影響を察すれば、更に甚しきものあり。公民の數俄かに大減して多くの村制は根本より破壊を來たし、群馬縣邑樂郡大島村、栃木縣足利郡久野村、同縣下都賀郡谷中村の如きは、全く自治制の廢滅を看たり。

吾人は免租處分を以て政府が一時の窮策に過ぎざるを諒するが故に、今に至て深く之を論評するの酷なるを知ると雖も、荒地に對する非常方法を以て、所謂被害地全部に臨みたる失策の責は、當時の政府が到底之を免かるゝこと能はざる所なり。

吾人は鑛毒劇甚地に於て肥田沃土の空しく渺々たる荒地と化せるを看たり。去れど其他に於ては、被害の程度輕微なる多くの方面あり。吾人は此等輕微被害地の人民が、目前租税を免かるゝの小利に迷ふて、今日の公權は租税の義務と關係するとに心付かざりしを惜み、時の政府も亦た被害地人民の舉動に恐れて、他を顧るの餘暇あらず、免租の小恩を假して、徒らに苟且偷安にのみ走れることを悲しまざるべからざるなり。

勿論、余は輕微鑛毒地に於て、生産費用の以前に比して増加せることを信ずるなり。

然れ共生産費用の増加は是れ地價問題のみ。直に之を免租問題となすべからず。

吾人之を聞く、當時免租處分の事あるや。輕微被害地の人民にして、未だ納租に及ばざりし者は、之を一時に納付するを病しとし、相率ひて直に免租の請願をなせりと。

吾人は此の傳説を以て全く然りと信ずる者に非ず。然れ共亦た全く然らずとも斷言するの確信なきなり。

吾人は又た所謂被害地人民の間に、往々虚偽の行はるゝを見る。被害地人民の米穀を賣らんと欲する者あるや、穀商は即ち被害地の收穫なるが故に、之を廉價に買ひ取らんと欲す。之を高價に賣らんと欲する人民は曰く、否な此地方も亦た被害地區域に編入せらるゝ雖も、實は些の害毒だも蒙むるに非るなりと。例へば栃木縣下都賀郡なる生井村附近に就て之を看よ。此近傍は有名なる蠶種製造地にして、一年の産額四萬餘枚に上ぼり、栃木全縣總産額の過半に超へたり。而して此地を貫流する思川が渡良瀬川の逆流を受くるが爲めに、同じく鑛毒被害地として、免租の恩典を受け居るなり。去れ



ど鑛毒地の桑葉もて飼育せる蠶種なりと言は、忽然華主を失はざるべからざるが故に、彼等は他に向て鑛毒被害の事實なきことを辯解す。

此の如きの虚偽は則ち情實、恕すべき者ありとせん。然れ共彼等人民の方便的虚偽は、社會と政府とをして他の誤解に陥らしむるを如何にせん。地方の小官は偶々人民の方便的虚偽を探知して偏強なる材料を捉へ得たるを喜び、之を上官に報告して曰く、彼等人民が鑛毒被害の叫聲は、全く政府を欺くの假聲に過ぎざるなりと。而して民情に通なる政府は之を信して、益々被害地人民を嫌疑嫉惡するに至る。

故に之を詮すれば、被害地民間の虚偽も、亦た政府が其職務を懈りて條理明晰なる處斷を行はざるより來れるなり。免租は政府が苟安處分に過ぎず。免租の處分は國民の權利を削れり。地方の自治を破れり。官民錯誤の種子を播けり。而して民力は爲めに毫厘だも恢復せざるなり。鑛毒問題は曾て一糸だも解釋されざるなり。當局者何ぞ之を以て泰然たるを得んや。

## 二、示談契約の無効を論ず。

渡良瀬沿岸人民の被害を救済すべき道を講ずるに當り、之を遮りて其の必要なことを唱ふる者あらん。彼等は曰く、被害地人民は既に古河市兵衛より、損害賠償の金圓を領收し、示談契約を終了せり、今日に至りて復た之を言ふの要何處に在りやと。現に曾て三十年の政府も、同一筆録を以て田中代議士の質問に答辯したりき。爰に於てか吾人は豫め、彼の所謂示談契約書なる者の効力に就て、研究する所なかるべからず。所謂示談契約書の何たるかは、既に前章掲ぐる所の者に就て之を知るべきなり。而して吾人は尙ほ之を確かめんが爲めに、左の數書を檢せんと欲す。

### 證

一金壹千九百九圓九拾七錢貳厘。

右は栃木縣毛野村大字川崎に於て、足尾銅山鑛毒事件に就ては、明治廿六年三月六日付の御契約の次第も有之候所、今般御協議の上、更に頭書の金額貴殿より領收仕候事確實なり。依て全鑛山御稼行より常時不時を論せず、鑛毒土砂其他渡良瀬沿岸等所有の土地の迷惑と相成るべき、何等の事故、相生し候共、損害賠償、其他苦情



ク間敷儀一切申間敷候。尙自今右の土地賣買讓與致候節は、買受人又は讓受人に本文契約可相守旨承諾せしめ、聊も貴殿の御迷惑に相成らざる様、取引可仕候。云々

明治廿九年七月十六日

栃木縣足利郡毛野村大字川崎

地主總代

保證人

古河市兵衛殿

之に對して鑛業者より差出したる書面は、左の如し。

稔書

本日貴殿等と拙者との間に取結たる契約に依り、足尾銅山鑛毒事件、全く落着致候。就ては同山に於て、既設の粉鑛採集器を繼續利用し、且つ將來事業擴張の際には、更に同器械を増設し、可及的粉鑛を流出せざる様勉むべき筈に付、此段爲念申入置候。

明治廿九年七月十七日

古河市兵衛

毛野村大字川崎總代宛

又た前年取結びたる契約書の満期に際し、明治三十年二月、足利郡民と鑛業者との間に更に締結したる示談書は左の如し。

契約書

下野國上都賀郡足尾に於て古河市兵衛が所營の銅山より流出せる粉鑛土砂等に付、渡良瀬川沿岸町村に加害有之、先年仲裁人に任し、舊梁田郡御厨村、筑波、梁田、山邊、及舊足利郡葉鹿村の被害地關係者と、古河市兵衛との間に示談の上、契約書を取換せ置候所、該契約書の期限既に終りたるを以て、今般更に仲裁人の取扱に依り、足利郡御厨村、筑波、山邊、梁田、及葉鹿の五ヶ村人民より、正當なる手續を盡し、委任附托せられたる栗原嘉藤次外二十八名と、古河市兵衛との間に熟議契約を爲す如左。

第一條 古河市兵衛は、示談金として左の如く支出するものとす。

第一項 金六百圓也

是は明治三十年十二月迄の示談金として、支拂ふものとす。



## 第二項 金參百五拾四圓也

是は來る明治三十一年より、永久毎年四月廿五日に於て、前記同額の金圓を支拂ふものとす。

第二條 古河市兵衛に於て、前條の示談金を支拂ふに於ては、關係地人民は政府又帝國議會又裁判所等に對し、何等の請願出訴等爲さざるは勿論、永久此問題に對し苦情等一切申出ざる事。

(中略)

第五條 古河市兵衛が將來に於て、該銅山の營業を休止するか、又は粉鑛土砂流出豫防法等完備し、渡良瀬川沿岸に加害皆無と公認せらるゝ場合に至つては、此契約は全く終了を告て互に無効たる事。

前者は些々たる一時金を以て、永久の損害要償權を鑛業者に賣却したる者也。後者は年々若干金を得て流毒の被害を忍ばんとする者なり。而して此の契約の骨子となる者は何ぞや。曰く、『銅山より流出せる粉鑛土砂』。曰く『既設粉鑛採聚器の繼續利用』。曰く

『粉鑛を流出せざる様勉むべき筈』。之に依て觀れば、鑛毒とは則ち粉鑛の謂にして、粉鑛採聚器の設置は以て鑛毒を防止するに足るべしとの一事は、契約者相互の定論たりしを知るべきなり。

粉鑛採聚器に依て鑛毒を防止するを得べしとは、是れ實に第二議會に於て、政府が第一回の答辯書に明記したる所なり。爾來十年。政府と鑛業者と相共に之を口實として、被害地民に臨み、人民亦た政府の證言を信用して、是が示談を承諾するに至れり。然れ共是れ明白なる虛妄の事實なり。政府の證言は虚偽にして、鑛業者は只だ之を以て、被害地人民を瞞着せんと欲し、而して無智なる被害地人民の多くは、正に彼等の術中に陥りしなり。

鑛毒は單に粉鑛のみに非るなり。粉鑛採聚器に依りて鑛毒豫防の効を奏し得べくんば、決して三十年の除害命令を要せざる筈なり。故に彼の所謂示談契約に向つては左の如く宣告せざるべからず。

一、粉鑛のみ鑛毒に非るなり。



二、粉鑽採集器は鑽毒豫防の具に非るなり。

三、故に理學上の誤謬を原因となせる示談契約は、最初より全然無効なり。

無効の示談契約を根據として、如何んぞ、被害地人民は既に救はれたりと言ふ事を得んや。

三、鑽毒の責任者は誰ぞや

然らば如何にして渡良瀬川沿岸の被害地を救済せん乎。吾人は鑽毒劇甚地に於て、既に荒廢に歸したる多くの田圃を看たり。之に處する、宜しく地租條例に所謂『荒地』を以てせば足るべき乎。曰く否な。吾人は鑽毒の結果未だ荒廢に至らざるの所に於て、收穫の大減し、多くの勤勞を加へ、多くの肥料を投じて僅少の生産を得るの田圃を看たり。之に處する宜しく地價修正を以てせば足るべき乎。曰く否な。吾人は此の如き方法を以て、未だ善後策を講じ得たるものと言ふべからざるを信ず。

地租條例に謂ふ所の免租荒地とは何んぞや。曰く

山崩、川缺、押堀、石砂入、川成、海成、湖水成等の如き天災に罹り、地形を變じた

るものを荒地と謂ふ。

渡良瀬沿岸不毛地の原因は何ぞや。之を川缺の結果と言ふ、全く誤れるに非るなり。之を石砂入の結果と言ふ、亦全く誤れるに非るなり。然れ共之を以て盡くせりと言ふものあらば、吾人は其全く大誤解たることを信ずるなり。

之を簡明に表白せんか。渡良瀬沿岸不毛地は、川缺或は石砂入によりて地形を變じたるに非ず。鑽毒の浸潤によりて地質の變化を來たせる者なり。其の川缺の如き石砂入の如きは、則ち鑽毒の誘因に過ぎして、決して荒廢の眞因に非るなり。

轉して地價問題を研究せん。吾人は渡良瀬沿岸田圃に於ける生産費の増加を見るなり。收穫所得の減少を見るなり。現に著しき地價の下落を見るなり。然れ共進で其の何が故に生産費の増加を來たし、收穫の減少を來たし、地價の下落を來たせるかを察せざるべからず。是れ天然力の結果に非ず。又た社會變化の結果にもあらずして、一に二十餘年來、足尾銅山鑽毒の結果に外ならず。而して鑽毒は則ち人爲の結果にして、政府は是れが監督を懈れるの責を辭すべからず。



試に看よ、足尾銅山鑛毒の外形に現はれて、而かも政府の之に着目したりしは、實に今を去ること二十年餘の昔時に在りき。

古河市兵衛氏が足尾銅山に着手して、探掘の量額俄かに増加したりしは、實に明治十年なり。當時に在りては鑛毒豫防の設備としては曾て一事の企てられたる者あらず。坑口より放出する濁水も、工場より流出する悪水も、鑛毒を含蓄する廢石泥滓と共に渡良瀬の源流に投射せられたり。下流沿岸の田圃が用水を通じて其の害毒を被むることは漸次なるが故に、俄かに迂鈍なる農民を驚かすに至らざりしと雖も、直に其の影響を受けたるは河岸の漁民たりしなり。

爰に其の確證として磨滅すべからざるは、明治十四年、時の栃木縣令藤川爲親氏が渡良瀬河流の魚類の販賣及び食用を嚴禁したる公文なり。何が故に之を嚴禁せしや。他なし前年來渡良瀬河の大小魚類俄かに死して、其の有毒を顯現したればなり。

然れ共此の布達は須臾にして全く不必要となれり。看よ、コ、に著名の鮎は其の影だに見せずなりぬ。鮭は溯りて卵を託さずなりぬ。其他の雜魚亦た浮游することあらずなり

ぬ。大小魚族、種を絶ちて而して沿岸數千の漁民も、亦た離散零落せざるべからずなりけり。

栃木縣令が彼の禁令を發したるの時は、則ち政府が直に毒因の研究に従事し、豫防設備に着手せざるべからざりし時なり。然るに政府は曾て之を顧ることなかりしに非ずや。河身の魚族が其影を絶ちつゝありし時、沿岸の田圃も亦た陰々裡に鑛毒の侵襲を受けつゝありしなり。

夫れ忍耐し得る限を忍耐し、一たび破裂しては復た前後緩急を顧るに暇あらざるは、則ち農民の普通性なり。今日渡良瀬沿岸農民の言行、時に常道を逸するの嫌あるは、畢竟積年忍耐の反動にして、我國民たる者は偶々之によりて、政府が多年曠職の罪に慚愧せざるべからざるなり。故に吾人は今日に至り、彼の沿岸の不毛地を指して是れ天災より來れる荒地なりと言ふこと能はず。彼の收得減少の瘠地を指して、是れ己むを得ざるの地價低落なりと言ふこと能はず。罪責の歸する所、既に政府が多年の曠職に在ること明白ならば、被害地善後の負擔は、是れ豈に國民の免るべからざる責任に



非ずや。吾人の善後策を講ずる、必ず斯の見解の上に於てせざるべからず。

#### 四、被害地善後策

吾人は既に被害地に對する善後策の嘗て講究せられざりし事、被害地の今日あるは畢竟政府が曠職の結果にして、善後の負擔は國民の責任なるべき事を説けり。今ま左に愚見を列記して之を政府の當局者と、大方の識者とに呈せんと欲す。

吾人は被害地に處する善後策を大別して、積極的及び消極的の二種に分たんとす。

#### (一)、消極的善後策

所謂消極的善後策とは是れなり。

- 一、鑛毒劇甚地に對する地租免除。
- 二、鑛毒輕微地に對する地租輕減。
- 三、免租減租より來る納稅資格消失に對する公權認許。

渡良瀬沿岸の不毛地に處するに、直に地租條例の『荒地』を以てするの不當なること、其の瘠地に處するに、直に地價修正を以てするの不當なることは、既に之を前段に論

ぜり。故に是れが處理の方法を求めんと欲せば、必ず新立法を要するなり。而して劇甚地にも種類あり、輕微地にも程度あり。故に地租免減の期限を定め、其の減租稅率の高低を定むるが如きは、各専門の學者をして實地の調査に従事せしめ、地質恢復の概算を立て、之を決せざるべからず。

今日我國民の公權は納稅の多寡を以て、資格設定の一要素となすなり。故に一方に於て地租免減の惠典ある時は、他の一面に於て公權剝奪の苦痛を嘗むる時なり。是れ啻に一場の論理のみにあらずして、渡良瀬沿岸に於ける目前の實況なり。吾人は爰に納稅の多寡を以て國民公權の資格を設定するの可否を論ぜんとするに非ず。吾人が今ま爲さんと欲する所は、現時立法主義の範圍に於て、特に渡良瀬沿岸問題を議するに在るなり。

若し現行法律の形式より演繹せば、苟も一定納稅資格に缺損を生ずるの時は、即ち國民的公權を剝奪せらるゝの時にして、その因て來れる本原の何物たるかは、措きて之を問はざるなり。自己の任意の失策より來れるものと言ふも更なり、天變地異より來



れる者も、亦た同なり。然れ共其の原因にして國家の懈怠に在らんには、之しをも尙ほ且つ失策、天災と同一視するを得べきや否や。是れ大に研究せざるべからず。

吾人は此疑問を決定せんが爲めに、既に前段に於て鑛毒損害の責任者を尋窮し、之を政府多年の曠職に歸せり。國家一たび政府既往の罪責を悟り、是れが賠償の道を講ぜんが爲めに、免租減租の寛典を施し此の小恩を與へて國民的公權の大能を奪ひ、而して是れ國法の然らしむる所なりと言ふ。誰れか其の不道に驚かざらんや。

我が現行の大小法律中、未だ嘗て政府罪責の餘弊を救済せんが爲めの條項あることなし。衆議院議員選舉資格より公民資格に至るまで、此の如き場合を豫定して其の納税條件を設定したる者あらざるなり。而して今や吾人は渡良瀬沿岸に於て、一新事實に遭遇せり。吾人は此の新事實を處理すべき法律を有たざるなり。曩きに政府が免租の假處分を行ふや、之と同時に現行法律の形式を頑守して、或は國民參政の大權を奪ひ、或は町村自治制度の破滅を來たせり。此の如きは現行法律の精神に非ず。一に不備の法律を牽強附會したる政府の失態なり。

吾人は今ま被害地善後策の一方面として、免租減租の新立法を促がすと同時に、前年の失態を再演するなからん事を要求せずんはならず。即ち免租及び減租の期間、納税資格は依然土地臺帳面の税率に従て、之を計算せざるべからず。此の如くにして始めて法律の精神を貫き、立法の主義に戻らざるを得るなり。

#### (二) 積極的善後策

積極的善後策とは、多年の鑛毒によりて荒蕪せる田園を恢復して、再び往昔の沃地となすの方法なり。是れ元より農學家理學家の専門的智識を勞すべきものにして、吾人門外漢の容喙すべき所に非ずと雖も、而かも此等専門家の智能を應用し、土地恢復の目的をして成るべく速に達せしむるの手段如何に至ては、吾人の一考せざるべからざる問題なり。爰に於てか吾人は大體に於て左の如き計畫を立てんと欲す。

一、鑛毒耕地を恢復するが爲めに、被害地人民をして適宜に組合を組織せしむべし。

二、恢復期限を豫定して、國庫は年々恢復費用を該組合に補助すべし。



若し夫れ鑛毒豫防の保證にして立たんには、鑛毒耕地を整理恢復して、彼等人民を永遠に救済すべき道を講ずるは、忽如に付すべからざる問題なり。而して是れ口に言ふは易くして、之を實行すること頗る難し。試に耕地整理の手段に就き、吾人が常識的方案を列記せんに

- 一、現在堆積する毒土を處置せざるべからず。
- 一、他より良土を運搬して客土法を施さざるべからず。
- 一、深耕を行ふが爲めに多くの勞力を費さざるべからず。
- 一、多量の肥料を施すが爲めに非常の費用を抛たざるべからず。

是れ豈に小資力の能く得て堪ゆる所ならんや。試に被害地に就て之を看よ。十數町歩の地主にして尙ほ且つ一家數口を維くに苦しむ者あり、曾ては小作米を以て溢れたる屋前屋後の穀倉も、今は空虚となりて鼠だに住まずなれる者あり。多年鑛毒の致す所、大地主にして尙ほ且つ此の如し。况んや小地主、小作人等に於てをや。或は流轉して他郷に漂泊するあり。或は零落して日傭に口を糊するあり。彼等の多くは今日既に新

債を負ふの力だに是れあらざるなり。何ぞ毒田整理、耕地恢復の餘資あらんや。

麥作は最早や之を望むべからず。何となれば麥作は淺耕にして、而して土皮は鑛毒の深潤する所となりたればなり。故に麥作を廢して桑樹を植へたる者多きなり。而して桑葉また黃凋して發育せざるなり。彼等皆な訴へて曰く、鑛毒地の産繭は品等下劣なるが故に、多くの勞力と多くの費用とを消盡しつゝ、僅かに獲たる繭子さへ、之を低價に賣らざるを得ず。彼等が産出する繭子の下劣なるは、實だに鑛毒の故のみに非るなり、肥料の缺乏は更らに之をして下劣ならしむる所以に非ずして何ぞや。然れ共肥料の缺乏は彼等の罪に非るなり。彼等は最早肥料を施すの資力なきなり。

男兒は耒鋤を加ふるの地なきが爲に、空しく糸を繰りて細き烟を立て、農家の妻女、却て遠く野菜を購ひ來りて客を饗するを見るに至ては、何等の無情漢も亦た一掬同情の涙を忍ぶこと能はざるべきなり。

ア、政府積年の怠慢曠職は、遂に渡良瀬河岸の農民をして、此の無殘の悲境に陥らしめたり。若し今日に當り、除害工事は鑛業人をして之を營ましめん、被害地恢復の



6620  
1

40703

事は汝等人民自ら之に當れと言ふ者あらば、是れ豈に國家重ねて其當然の責務を解る者に非すとせんや。

故に吾人は被害地恢復資の補助は、國庫の宜しく負擔すべき所なるを信す。而して之を人民個々に下附せんよりは、寧ろ彼等人民をして被害地恢復の組合を結び、協力一致して其の事に従はしめば、勞少くして功多きに庶幾からんか。若し夫れ如何にして其組合を結ばしめんか、如何なる程度に國庫の負擔を定めんかの問題に至ては、鑛毒地に於ける理學的研究を参照するに非すんば、俄かに決すること能はざるなり。

八八

足尾鑛毒問題 終



明治三十三年六月十五日印刷  
明治三十三年六月十八日發行

定價金貳拾錢

著者 木下尙江  
東京市神田區仲猿樂町九番地

發行人 片切勝彦  
東京市京橋區尾張町新地七番地  
毎日新聞社内

印刷人 吉岡嚴八  
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 株式會社 秀英舍  
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地





# 年中 無休 每日新聞

本紙 定價  
一ヶ月 葉金一錢五厘  
三ヶ月 葉金三十五錢  
六ヶ月 葉金壹圓五錢  
一回限り一行 金廿八錢  
二回以上一行 金廿五錢  
四回以上一行 金廿貳錢  
全國郵稅無料  
（三ヶ月前金拂込に限り）

廣告料

第二面特別廣告二行金四拾錢

毎日新聞は明治三年九月の創刊にして日本全國の新聞紙中最も古く最も大なる新聞也  
毎日新聞の主筆は島田三郎氏に於いて、政府に隸屬せず、政黨に關係せず、  
獨立不羈、不偏不黨、侃々諤々、時勢を論じて一々肯綮に中る

當世人物評 城北隱士が當世の人物を捕へて評論する所、一世を驚倒せり

每週二回大附録 面白き講談の續物を一小冊子として每週二回附録となす

實業上の報告 經濟學を專攻したる有力なる記者數名を聘し怠りなく實業

其他毎日の紙上に講談あり、小説あり、社會外の社會あり、政治界、經濟界、勞働界

文藝界の報道、一として漏らす所なし  
一の毎日新聞を読むは、他の駄新聞を數種購讀するに優れり



每月一回

# 革進

定價一冊七錢  
郵稅同五厘

二

此雜誌は島田三郎氏を會長に戴ける青年革進協會の機關雜誌なり  
議論堂々常に學問修養を基礎とし、旗色正々獨立不偏を主義とす  
滔々として薄弱に傾ける當世青年の間に、嶄然として頭角を現は  
せる此の強健なる青年團體の意氣は此の雜誌に依りて始めて之を  
見るを得べし

東京市京橋區南鍋町一丁目十番地

## 青年革進協會

1-



終

